

日華事変期における公共職業訓練について

一、はじめに

佐々木 輝雄
田中萬年

わが国の公共職業訓練は、昭和一二年七月の支那事変勃発以降昭和一六年一二月の太平洋戦争開始直前の日華事変期において、制度においても教育内容においても、新たな展開を示すことになった。即ち、例えば、商工省は昭和一三年三月に「機械工養成所官制」（勅令第一六三号）及び同年四月に「機械工養成所規程」（商工省令第一三号）を公布し、官立あるいは公私立機械工養成所を制度化した。又厚生省も昭和一三年四月に「職業紹介法改正」（法律第六一号）、同年一〇月に「幹部機械工養成施設ニ関スル件」（発職第七九号）、更に昭和一五年一二月に「職業補導施設拡充ニ関スル件」（内職発第三七三号）を公布あるいは通牒し、各種職業補導施設、幹部機械工養成所、国民勤労訓練所を制度化したのである。^①このような公共職業訓練の制度化は、文部省が昭和一四年三月の「学校技能者養成令」（勅令第一三〇号）、同年四月の「工業技術員養成科ニ関スル件中改正」（文部省令第一五号）及び「青年学校令

改正⁽³⁾」（勅令第二五四号）、昭和一五年四月の「東京工業大学臨時工業技術員養成規則」等によって低度工業教育あるいは技術員養成制度を、又厚生省が昭和一四年三月の「工場事業場技能者養成令」（勅令第一三一號）によって企業内技能者養成制度を整備拡充したにもかかわらず、行われたのである。このような事実に着目するならば、次のような一連の疑問が湧いて来る。即ち、①商工省及び厚生省は奈辺の意図によって、上記に指摘したような公共職業訓練を制度化したのか、②その意図はどのように実現したのか、③その結果、この時期の公共職業訓練制度はどのような社会的存在理由を担うことになったか、の設問である。

本稿の目的は、これ等三つの設問を究明することにある。まず第一の課題に対しても、その制度化意図は昭和初頭における一連の審議会によって推進された産業振興・産業合理化政策と密接不可分なものであったと考えている。換言すれば、それは、特に商工審議会・資源審議会・経済審議会・臨時産業合理化局生産管理委員会が、立案・推進した中小企業の産業振興・産業合理化を担う職長及び単能的熟練工の養成にあつたと、仮説している。その第二の課題に対しては、われわれの仮説結論によれば、次の通りである。即ち、①商工省所管の公共職業訓練制度は、当時の軍需労働力需要の増大と云う時代状況の中で、制度化の意図通り、中小企業の産業振興・産業合理化を担う職長及び単能的熟練工養成を行つたこと、②これに対し、厚生省所管の公共職業訓練制度は、当初においては商工省と同様な制度化意図に即しながら、しかしその後、その制度化意図とは異質乃至矛盾した教育機能をも担うことになつたこと、③その結果、厚生省所管のそれはきわめて複雑且つ多様な制度形態をとることになつたこと、を指摘したい。つまり、両省の公共職業訓練制度の間には、このような注目すべき差異があつたと考えているのである。そして、この差異が第三の課題、つまり、当時の公共職業訓練制度の社会的存在理由を究明する上で、きわめて重要な手懸を与えてくれるのである。と云うのは、われわれはこの差異の中に公共職業訓練制度の社会的存在理由として、次のような二種類の存在理由を見い出しからである。即ち、その一つは頗在的理由であり、他の一つは潜在的理由とも称すべきものである。前者は商工省所管の、又後者は厚生省所管の公共職業訓練制度の中に見るのである。

本稿はこれ等の仮説・仮説結論を実証するために、以下において昭和初頭における一連の産業振興・産業合理化政策の展開過程、日華事変期における公共職業訓練制度の整備拡充過程及び、各種公共職業訓練施設の教育実態を分析することにしたい。なお、本稿は「わが国公共職業訓練の展開過程に関する研究」の一部を構成するものであり、その研究の中間報告に相当するものである。この中間報告をまとめるに当つては、特に藤本喜八（創価大学教授）・安田辰馬（元労働省事務官）・小林正夫（元労働省技官）の諸先生方から様々な御教示を賜わった。又北海道立総合経済研究所・労働科学研究所・国立教育研究所・労働省・通商産業省の各附属図書館には、貴重な資料の閲覧・文献複写に便宜を頂いた。記して謝意を表したい。

二、各種審議会の熟練工養成論

公共職業訓練はすでに他の機会において言及した通り⁽³⁾、第一次世界大戦後の経済不況によって大量に創出された失業労働者の救済を目的として制度化され、その後、昭和初頭における「金融恐慌」「昭和恐慌」による失業問題の深刻化の中で、より組織化され体系化された。しかし公共職業訓練制度は、単にこのような失業労働者救済の社会的要請に即応するだけでなく、経済不況脱出のための産業振興、更には産業合理化の担い手を養成することも担つていた

のである。このような見地から公共職業訓練を積極的に位置づけようとする最初の試みは、昭和二年五月に商工大臣の諮問機関として設置された商工審議会の建議に見ることができる。⁽²⁾ 即ち、商工審議会は昭和三年一〇月の「工業技術員ノ養成ニ關スル方策」の建議において、「職長養成」について次のように提言したのである。⁽³⁾ 即ち、「我国工業經營ノ実際ヲ見ルニ各種ノ欠陥アリト雖、就中直接工場現業ノ指導監督及管理ニ當ルベキ優秀ナル技術員ニ乏シキコトハ、其ノ欠陥ノ最モ大ナルモノノ一ト謂ハザルベカラズ。」従つて、「学校出身者ニ對シテハ職工トシテノ實際ノ技術ヲ習熟セシメ、所謂職工ニ對シテハ必要ナル學問上ノ教育ヲ施スコトニ努ムルヲ以テ刻下ノ急務ト為ス」の認識の下に、①「専門学校程度以上ノ學校卒業者ニ對シテハ原則トシテ工場ノ實際上ノ技術ヲ修得セシムベキコト」、②「優秀ナル職長ヲ養成スルコト」を提言した。そしてこの「優秀ナル職長ヲ養成」するために、「現ニ相當大規模ナル工場ニ在リテハ、自ラ特ニ職長ノ養成指導ニ關スル施設ヲ為スモノナキニ非ズト雖未ダ必ズシモ全般ニ行ハルニ至ラズ。故ニ施設ヲ為セルモノニ對シテハ國家ハ必要ニ応ジ相当便宜ノ道ヲ供与スベク、未ダ之レガ施設ヲ見ザルモノニ對シテハ先ヅ之レニ向ツテ大ニ勧奨ヲ行フノ必要アルベシ。然レドモ我国ノ工業中大部分ヲ占ムル中小ノ工場ニ於テハ自ラ此ノ種ノ施設ヲ為スノ余力ヲ有セザル美情ヲ以テ、國家其ハ他ハ公共團体ニ於テ、之レガ為特別ナル施設ヲ講ズルノ要アリ。」そして「政府トシテハ之等地方公共團体等ノ施設ニ對シ、必要アラバ補助金ハ交付等適當ナル奨励助長ノ途ヲ講ズル」（傍点、引用者）ことを建議したのである。この建議は後に明らかにする通り、商工省による官立機械工養成所、及び厚生省による幹部機械工養成所の設置によつて実現したのである。

同様に、昭和三年九月に内閣總理大臣の諮問機関として設置された經濟審議会も、「時運ノ進展ト社会ノ現状トニ鑑ミ社会政策上ノ見地ニ於テ広ク教育ノ改善ヲ圖ルヲ以テ緊急ノ要務ナリ」との認識の下に、同年一二月に「教育改

善ニ關スル件」を建議したのである。⁽⁴⁾ 經濟審議会はそこでは主として学校教育の改善策を提言したが、しかしそれと同時に「各種ノ講演会、講習会ノ開催等ヲ獎励シ学校外ニ於テ知識、技術ヲ十分ニ習得スルノ機会ヲ多カラシムベシ」（傍点、引用者）ことも建議したのである。更に昭和五年一月に内閣總理大臣の諮問機関として設置された臨時産業審議会は、昭和五年四月に同審議会第二号特別委員会⁽⁵⁾から、次のような内容を含む「能率増進ノ徹底的実行ヲ期スル方策」の答申を受けたのである。⁽⁶⁾

4 従業者教育ノ改善

産業ニ從事スル者ノ教育ノ改善ハ産業ノ振興ヲ期スル上ニ於テ最モ必要ナルコト勿論ナリト雖特ニ我国ノ現状ニ鑑ミ從業者ヲシテ能ク産業ノ眞精神ヲ理解シ労資共榮ノ実ヲ擧ケシムルト共ニ實際的技能ヲ會得セシムルノ要アリ依テ右ノ点ニ關シ適切ナル方法ヲ講スルコト

5 科学的管理法ノ徹底

科学的管理法ニ關スル具体的細目ハ頗ル多岐ニ亘ルト雖現下我国産業ノ実情ニ微シ最モ適切ナル方法ヲ採用スルコトヲ主眼トシテ各種資源ヲ科学的、經濟的ニ利用スルト共ニ從來ノ伝統的方法ニ拘束セラルコトナク技術、經營ノ方法並ニ組織ニ亘リ合理的ニ材料、労務ノ最高能率ヲ發揮スルコトヲ期スルコト最モ緊急ナリ依テ之カ方法ニ付調査考究スルコト

に關する建議、あるいは後者による「従業者教育」に「適切ナル方法ヲ講スルコト」の答申は、いづれも産業振興・産業合理化の担い手を養成する意図からの改革提言であった。その後、このような改革提言は、昭和五年六月に臨時産業合理局⁽¹⁾の下に常設委員会として設置された臨時産業合理局生産管理委員会（以下、生産管理委員会と云う）によつてより明確化され、更に昭和六年四月に「臨時産業合理局ノ外廓団体トシテ、特ニ生産管理委員会ノ提案ヲ普及シ、之ガ実施ヲ計ル」ために設置された日本工業協会⁽²⁾によって具体化されていったのである。

まず前者についてであるが、それは生産管理委員会が臨時産業合理局長官宛に提出した一連の報告書⁽³⁾のうち、次のような報告書に見ることができる。即ち、その第一は昭和六年六月の『見習工養成ノ改善』である。この報告書は「現今多数ノ見習工養成所ヲ観ルニ、短期間ニ見習工ヲシテ各自ノ専門トスル職業ヲ最モ能率ヨク習得セシムル方法ヲ採ツテ居ル所ハ極メテ稀」との認識の下に、「普通学校ニテ採レル教育方法トハ異ナリ、其目的トスル専門職業ニ関スル知識ヲ僅少ナル経費ト簡易ナル設備ヲ以テ比較的完全ニ習得セシメ、両三年ノ短期間ニ優秀ナル技工ヲ養成スル特殊ノ教育方法」を提言しようとしたのである。この「特殊ノ教育方法」とは具体的には、米国の見習工教育を参考にした、いわゆる実学一体の教育であった。同報告書はそのモデルとして鍛冶作業を例にした「見習工教科書」の見本を添付している。日本工業協会はこの実学一体教育を啓蒙し、普及させるために、昭和七年九月に同報告書を刊行し、更に昭和一二年二月に増刷している。その第二は昭和八年七月の『作業工程管理ノ改善』及び昭和一〇年九月の『作業研究』である。これ等報告書は熟練工養成について直接的には言及していないが、しかしその在り様を規定する工場・作業場における科学的な作業工程管理の具体的方法と作業の標準化を提言したものである。その内容はテララー（Taylor, F.W. 一八五九～一九一五年）の科学的管理法を日本的に応用しようとしたものであり、報告書に

即して云えば、前者では「殆ンド経費ト人員トヲ増スコトナク実行シ得ル工程管理ノ具体的方法」を、又後者では「労務者ノ疲労ヲ増スコトナクシテ、作業能率ヲ増進スル上ニ最モ適切ナ作業改善ノ方法」の改革提言であった。日本工業協会は前者的報告書を昭和九年二月に刊行、昭和一二年七月・昭和一四年六月・昭和一六年六月に増刷し、又後者のそれを昭和一一年二月に刊行、昭和一三年八月・昭和一四年七月・昭和一五年九月に増刷している。このことは日華事変期において、産業関係者の間で如何に産業合理化が重視されていたかを示唆するものであろう。その第三は昭和一三年五月の『工業教育ヲ中心トシテ見タ我國教育制度ノ改善』である。そこでは「近時ノ工業ハ実ニ日進月歩デアツテ、大工場ノ発達ニ伴ツテ、中小工場モ益々增加シ夫々ノ分野ニ於テ発達シツツアリマス。然ルニ我國ノ工業ニ關シ現行ノ教育ヲ見ルト、カカル速力ナ進歩發展ニ遠ク置キ去ラレ、工業教育卒業者ノ數モ毎年實際ノ要求ヲ満タシ得ナイバカリデナク、其ノ少數ノ卒業者モ概シテ今日ノ工業界ノ實際ノ要求ト甚ダシク懸ケ離レテ居ル」との認識の下に、学校教育の改善を提言するとともに、学校外教育の拡充整備の重要性を強調した。特に後者では日立龜戸青年学校・川崎東山学校・私立住友職工養成所・東洋紡績株式会社教育所の工場学校、更には厚生省所管の東京府機械工養成所における熟練工養成の実践を紹介し、この種教育施設の拡充も主張したのである。又「中小工場ノ職工教育機関」の必要性について、「中小工場デハ各自ガ附属ノ学校ヲ設ケルコトハ困難デアル。然ルニ労務者ノ教育ヲ必要トスルコトハ、却ツテ中小工場ニ於テ正ニ急務デアル。」それ故、「我國ノ中小工業ハ、工業組合ノ共同施設トシテ、ソノ専門職業ニ最モ適シタ青年学校ヲ設ケルトカ、又ハ附近ノ同業工場ガ共同シテコレヲ設ケル等ノ方法ヲ考エルベキデアル。」と提言した。

次に、日本工業協会が「生産管理委員会ノ提案ヲ普及シ、之ガ実施ヲ計ル」ためによつた諸活動についてである

が、それはきわめて多方にわたるものであった。即ち、その第一は熟練工養成の世論喚起のための啓蒙活動である。このために、日本工業協会は各種の講演会・研究会・講習会を実施し、すでに行論で明らかにしてきた通り、生産管理委員会の報告書を、又月刊機関誌『工業ト経済』を出版したのである。その第二は熟練工養成用の教育課程及び教科書の作成活動である。前者の作成活動については昭和一二年一一月に「職工養成委員会」を設置し、そこで研究討議された成果を「見習工訓育課程案」・「基礎実習課程表(案)」として、上記の『工業ト経済』に掲載した。又後者の作成活動については、後に詳述する通り、各種の教科書を出版したのである。その第三は熟練工養成の制度化への運動である。その詳細を言及する余裕はないが、日本工業協会はこのために、昭和一二年八月に企画庁總裁及び内務・商工・文部大臣宛に「熟練工養成ニ関スル意見書」を建議し、又昭和一三年一一月に「工場經營上青年学校ニ対スル要望」を発表したのである。

とまれ、昭和初頭における各種審議会が提起した産業振興・産業合理化のための熟練工養成への要望は、このように生産管理委員会の研究と日本工業協会の諸活動によって、その制度化への準備が整えられていったのである。⁽¹⁾ところどころ、その制度化の契機は通説の指摘する通り、支那事変の勃発に伴う軍需労働力需要の増大にあつた。この要請に即応するため、企画庁は関係省局の意見を聴取し、それを集約して昭和一二年七月に内閣總理大臣宛に「技術者及熟練工養成方策ニ關スル件」を上申したのである。閣議は上申書通りに決定したが、同上申書に参考資料として付された関係省局の制度化案を見ると、それは次の通りである。⁽²⁾

技術者及熟練工養成方策要綱

生産力拡充ニ伴フ各種工鉱業ノ技術者及熟練工ノ補給方策ハ當面喫緊ノ要務ナルコト多言ヲ須ヒズト雖モ、之ガ基本的対策ハ総

合的産業計画ト緊密ナル関連ニ於テ考究立案セラルルヲ要スルヲ以テ、差当リ技術者及熟練工ノ不足最モ甚シト認メラル機械工業及鉱業ニ關シ一応ノ補給策ヲ樹立シ、可及的速カニ之ガ実施ヲ計ラントス。其ノ要綱左ノ如シ。

養成方策要綱

- 一、技術者ノ養成ニ關シ左ノ方策ヲ講ズルコト
 - (一) 官立高等工業学校十六校ニ付機械、電機、應用化学及採鉱冶金ノ四学科ノ收容人員ヲ概ね三割増ヲ目標トシテ増加スルコト(文部省案)
 - (二) 帝国大学ニ於ケル航空、地質、機械、電気、應用化学及採鉱冶金ノ各学科ノ收容人員ノ増加ヲ考慮スルコト
 - (三) 官立神戸高等商船学校及高等海員学校ノ別科制ヲ拡充スルコト(文部省案)
 - (四) 私立大学ニシテ現ニ理工学科ヲ有スルモノニ付テモ前各号ニ準シ其ノ收容人員ノ増加ヲ考慮スルコト
- 二、職工及鉱山從業員ノ養成ニ關シ左ノ方策ヲ実施スルコト但シ政府ノ負担ニ於テ養成スルモノハ原則トシテ中小工業ニ於ケル機械工及中小鉱山ニ於ケル從業員ノ養成ヲ以テ目標トシ其ノ他ハ當業者自ラノ養成ニ委スクトヲ原則トスルモ委託者ノ負担ニ依ル委託養成ヲモ認メ之ガ勧奨ニ努ムルコト
- (一) 熟練工及見習工ノ養成ニ關スル左ノ施設ニ対シ國庫ヨリ助成スルコト
 - (1) 府県市等ノ公共團体ノ行フ前記(1)及(2)ノ施設ハ原則トシテ同一場所ニ之ヲ併設シ、兩者及當業者團体經營ノモノトノ間ニハ重複ヲ避ケ有機的連絡ヲ密ニスルコト
 - (2) 中等程度ノ公私立工業学校中地方ノ實情ニ応ジ適當ト認メラルモノ約四十校見当ニ對シ第二部(中學校卒業者ニ對シ業年限一年程度)又ハ第二本科專修科(高等小學校卒業者ニ對シ修業年限一年又ハ二年程度)等ノ速成養成施設ヲ講ゼシム之ニ對シ國庫ヨリ助成スルコト(文部省案)
 - (3) 國立ノ熟練工養成機關(相當ノ素養アルモノニ付修業年限一年乃至一年半)ハ應急策トシテ差当リ少クトモ二ヶ所以上ニ

之ヲ設ケルニトドスルモ（商工省工務局案）特來恒久的政策トシテ鉱山現場係員養成機關（商工省鉱山局案）ト共ニ更ニ充分考究スルコト、各養成施設ニ於ケル指導者ノ養成ハ本機関ニ於テ特ニ考究スルコト
四 鉱山及鉱山現場係員ノ養成ニ付テハ筑豊石炭鉱業会、北海道石炭鉱業会等ニ助成金ヲ交付シテ会員以外ノ需要ニ応ジ其ノ

以上各号ノ職工養成施設ノ運営ニ當リテハ官立工場、民間工場、公私立試験場等ヲ利用スル等成ルベク簡易ニシテ効果ア

成施設ヲシテ常ニ職業紹介機関ト密接ナル連絡ヲ保タシムルコト

（七）職工及鉱山從業員ノ養成ニ關シ前記各号ノ如キ施設ヲ設ケル府県ニハ政府ノ施設スル養成機關以外ノ労力等給付ノ狀況ヲ明

閩相互ノ有機的連絡、特三指導者ノ斡旋及民間工場
參 考

```

graph TD
    A[商工省] --> B[國立機械工養成所]
    B --> C[中小工業]
    B -- "（無償）" --> D[ ]

```

タル委員会ヲ設ケルコト
正官試立
驗工場
ノ民間委
正工
委成公私
（無投票）
（無投票）
（無投票）

内務省
地
公立ノ見習工養成所
職
大工場

文部省立工業学校附属施設

稿の主題との関連では、これ等の提案事項のうち

特に商工省及び社会局のそれが注目される。商有ノノス官営電気開港場等各ニ作

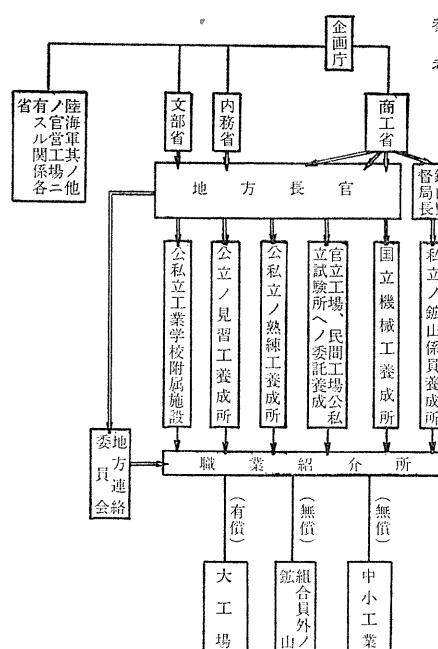
工省及び厚生省の担当官は、昭和二三年五月一九日

の国家総動員会議において、それぞれの改革案の詳細を次のように説明している。

職工及鉱山係員養成二閑スル事項（農商工省大臣官房）
我が國生産力ノ拡充ヲ圖ル為ニハ原材料等物資ノ動員ト相並ンデ労働力ノ補給特ニ差当ツテハ熟練機械工ノ不足ヲ急激ニ補填セ
ネバナラヌ実情デアリマスノデ商工省ニ於キマシテハ昨年ノ技術者及熟練工養成方策ニ閑スル閣議決定ノ趣旨ニ依リ昭和十二
年度百二十五万円ノ予算ヲ得マンテ國立機械工養成所ノ設置及公、民營機械工養成所ノ助成ヲ致スコトニシマシタ即チ國立ノ
養成所ハ東京、大阪及名古屋ニ設ケ一般機械工並ニ役付工乃至指導員タリ得ベキ者ヲ一ヶ年一、〇五〇人養成スルコトトナツ
テ居リマス此所ニテ養成スル者ハ中等学校卒業程度者トシテ寄宿舎ニ起居セシメ精神的訓練ヲモ行フコトニシテ居リマス東京
ノ養成所ハ去ル四月一日ヨリ開所シ其ノ他モ日下開所準備中デアリマス
次ニ公、民營養成施設ノ助成トシマシテハ府県市或ハ工業組合等ガ養成施設ヲ設置スル場合之ニ対シ費用ノ半額ヲ補助シ一ヶ
年一、〇〇〇人ヲ養成スルコトトシ既ニ東京府外十一地方十六ヶ所ニハ補助金ヲ交付シ夫々四月ニ開所シマシタ此所ニ於テ養
成スル者ハ高等小学校卒業程度トシ養成期間ハ一ヶ年デアリマス本年度ニ於テハ右ノ養成施設ノ助成ヲ更ニ十ヶ所増加（一ヶ
年養成人員五〇〇人）スルコトニシテ下銘衡中デアリマス右ニ述べマシタノハ自力ヲ以テ熟練工ヲ養成スルコト困難ナ中小工
業ニ之ヲ補給スルノヲ趣旨トシタ施設デアリマスガ大規模工場ニ養成自給ヲ勧奨督励スル方法トシテハ職工養成委員会ヲ中央
及主要工業府県ニ設置シ民間工場ノ養成状況ノ改善ニ付研究指導ヲ行フコトニシタノデアリマスガ昨年末ニハ中央委員会、本
量的ニモ質的ニモ増進シテ參ルト思ヒマスシ又状況ノ推移ニ依リ遂次機械工ノ自給力ガ
年ニ入ツテハ東京、神奈川、福岡等ニ続々地方委員会ガ設置セラレマシタノデ将来ハ之等ノ活動ニ依リ遂次機械工ノ自給力ガ
謂見習工保有制度ノ実施モ考慮シタイト思ツテイマス

職工養成二関スル事項（熊谷厚生省職業部長説明）

熟練職工ノ払底ハ軍需工業ノ進展ノ高度化ト共ニ甚ダシク職業紹介機関ニ於キマシテモ之ガ需給ノ調整ニハ苦慮シテ居リマスガスル施設ヲ講ズル余力ナキ中小工場ニ於キマシテハ之ガ充足ニ困難フ極メテ居ルノデアリマス加之中小工場ニ於キマシテハ旧来ノ徒弟制度ノ域ヲ脱セザルモノガアリ雇傭条件モ比較的低ク採用後ニ於テモ青少年ノ将来ニ対シ不安ヲ与フル等カラシテ求職者ノ吸引ニモ困難ガアル状況デアリマス



從來都市ニ於ケル職業紹介所中ニハ簡易ナル職業補導ノ施設ヲ為スモノアリ隨時時勢ノ要求ノ大ナル職業ニ要スル知識技術等ヲ簡易ナル補導ニ依シテ求職者ニ与ヘテ居タノアリマスガ改正法律職業紹介国營ヲ機トシテコノ職業補導施設ノ拡充ヲ図リ、将来ハ他ノ職工養成施設ト平行シテ職工需要地ニ於テ政府自ラ又ハ府県、市等ノ公共団体ヲシテ主トシテ中小工場ニ対スル見習職工ノ職業補導ノ施設ヲ職業紹介所ト密接ナル連絡ノ下ニ設ケルコトスル考ヘデアリマス

このように「我国生産力ノ拡充ヲ図ル」あるいは「軍需工業ノ進展ノ高度化」に即応するために、商工省は「一般機械工並ニ役付工乃至指導員」の養成を目的とする官立機械工養成所及び「自力ヲ以テ熟練工ヲ養成スルコト困難ナ中小工業ニ之ヲ補給スルノ趣旨」の公私立機械工養成所を、又厚生省は「斯ル施設（熟練工養成施設、引用者注）ヲ講ズル余力ナキ中小工場」のために、「政府自ラ又ハ府県、市等ノ公共団体ヲシテ主トシテ中小工場ニ対スル見習職工ノ職業補導施設」の設置を計画したのである。

三、公共職業訓練の制度的展開

それでは、商工省あるいは厚生省の熟練工養成計画は、どのように実施されて行つたのであろうか。その内実を規定したものは行論で明らかにする通り、昭和一三年一月の「昭和一三年ニ於ケル重要物資供給確保ニ関スル件」、同年六月の「昭和一三年ニ於ケル重要物資動員需給計画改訂ニ關スル件」、昭和一四年一月の「生産力拡充計画」の閣議決定であった。政府はこの決定によって、軍需関連産業の拡充と平和関連産業の縮少を行ふとともに、この産業再編成に合せて、①「軍需工業能力増進ノ為交代制ノ採用技術員其ノ他労務者ノ急速充足ニ付必要ナル措置ヲ講ズルコト」、②「転業及之ニ伴フ失業者救済ノ為必要ナル対策ヲ講ズルコト」等を決定したのである。¹⁰⁾商工省はこの閣議決定に基づき、主として前者の見地から、昭和一三年三月に「機械工養成所官制」（勅令第一六三号）を公布し、「機械工養成所ハ商工大臣ノ管理ニ属シ機械工ノ養成ヲ掌ル」（第一条）とする、官立機械工養成所を制度化したのである。

同年四月の「機械工養成所規程」（商工省令第一三号）の重要条項を掲げれば、それは次の通りである。

機械工養成所規程（昭和一三年四月一日）

第一条 機械工養成所ハ機械工作ニ関スル技能ヲ授ケ兼テ精神ノ鍛錬ニ努ム

第二条 機械工養成所ニ本科及専攻科ヲ置ク

本科及専攻科ノ学科ヲ分チテ製圖科、旋盤科、仕上科、フライス盤科、熔接科、鍛工科、木型科及鑄工科トス

第三条 本科ニ於テハ一般機械工タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム
専攻科ニ於テハ役付工又ハ実技指導者タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム

第四条 機械工養成所ニ入所スル者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

一 本科ニ在リテハ一七才以上三五才以下ノ男子ニシテ中学校若ハ甲種実業学校ヲ卒業シタル者又ハ機械工養成所長ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルト認ムル者

二 専攻科ニ在リテハ機械工養成所本科ヲ卒業シタル者又ハ機械工養成所長ニ於テ之ト同等以上ノ学習技能ヲ有スト認ム

第六条 本科の授業科目及授業時間数左ノ如シ（省略、後述表四参照）

このように官立機械工養成所は、前掲の商工省改革案通りに制度化されたと云えよう。即ち、それは年令一七才以上二五才以下の男子で且つ中学校又は甲種実業学校卒業者等を入所資格とする修業期間一年の本科、同本科修了者等を

第五条 本科ノ修業期間ハ一年、専攻科ノ修業期間ハ六月トス但シ機械工養成所長ハ成績ニ依リ修業期間ヲ伸縮スルコトヲ得

修業期間ハ之ヲ本科ニ在リテハ四期、専攻科ニ在リテハ二期ニ分チ三月ヲ以テ一期トス

を入所資格とする修業期間六ヶ月の専攻科を設置し、前者では「一般機械工タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム」、又後者では「役付工又ハ実技指導者タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム」ものであった。商工省はこのような官立機械工養成所を昭和一三年四月に、東京・大阪・愛知の三ヶ所に設置したが、このうちの東京機械工養成所は、昭和一〇年四月に失業労働者救済施設として設置された内務省所管の東京府機械工養成所を、商工省に移管したものであった。他方、公私立の機械工養成所に関する統一規程は、昭和一七年四月の「機械工養成所規程」(商工省令第三七号)の公布まで、待たなければならなかつた。しかしこの間、商工省が公私立の機械工養成所の設置に無関心であつたわけではなかつた。例えば、商工省は昭和一三年度予算の中で「生産力拡充ニ伴ヒ必要ナル労働力ノ円滑ナル補給ニ遺憾ナキヲ期スル為」、「公費又ハ民営ニ係ル機械工養成施設ニ対シ補助金(半額)ヲ交付ス」とし、そのための公私立機械工養成所補助費一、一六二、〇八六円を計上していた^④。つまり、商工省は公私立機械工養成所の設置については、国庫補助金の交付を条件にして、管理統制していたのである。この種の公私立機械工養成所は昭和一七年四月現在、三八ヶ所(公立三五、私立三)の設置をみたが、その名称は東京・京都府立機械工養成所等の若干の例を除き、一般に機械工訓育所となつてゐた。しかしその名称にかかわらず、それは高等小学校卒業者等を入所資格とする修業年限一年の熟練工養成施設であつた。^⑤

このような事実から明らかなる通り、商工省は昭和零年代における産業振興・産業合理化の担い手、つまり、職長・熟練工に関する一連の養成改革論の延長線上において、公共職業訓練を制度化したのである。そこでは「生産力拡充計画」の実施過程において、特にその生産性の向上を迫られることになった中小企業に対し、その担い手たる熟練工を早急に養成することにあつた。従つて、その制度はいわゆるグリーン・ボーライを対象とした短期速成訓練を特徴と

していたのである。

これに対し、厚生省による公共職業訓練制度化への取り組みは、より複雑であつた。すでに周知の通り、厚生省は昭和一三年四月に、「職業紹介法改正」(法律第六一号)を公布し、「労務資源の開拓と労務の適正なる配置」を行うため、職業紹介事業を原則として國営化した。そして同法の「政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ応ジ職業補導其ノ他職業紹介ニ関スル事項ヲ行フモノトス」(第三条)を根拠規定にして、一連の公共職業訓練の制度化を図つたのである。その端緒として、次のような昭和一三年七月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件」(発職第一七四号)通牒をあげることができる^⑥。

職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ハ時局ニ鑑ミ急施ノ要有之候ニ付テハ左記事項御留意ノ上別紙要綱ニ依リ管下各職業紹介所長ヲシテ有効適切ナル計画ヲ樹立セシメ速ニ本省ニ御協議相成度

職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設要綱

- 一、職業補導ハ求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為職業紹介所ニ於テ之ヲ行フモノナルコト
- 二、職業補導施設ノ種目ハ地方ノ実情ニ応ジ職業紹介上効果アリト認ムルモノヲ選定スベキモ成ルベク其ノ設備ニ多額ノ経費ヲ伴ハザルモノヨリ之ヲ実施スルコト尚職業補導ノ施設種目ハ其ノ紹介所ニ於ケル求人申込及就職困難ノ実情ヲ調査シ雇用条件ニ適合セシムルニ適當ナルモノヲ選定スルコト
- 三、職業補導ノ実施ニ當リテハ補導希望者ノ人物、経験、技能其ノ他補導資格ニ付充分調査證評シ適格者ヲ得ル様努ムルコト
- 四、職業補導施設ノ実施ニ當リテハ被補導者ニ對スル精神的指導ヲ怠ラザルト共ニ其ノ施設方法等ヲシテ最モ実効ヲ収ムル様留意スルコト
- 五、特ニ時局ノ影響ニ依ル離職者ニ對シテハ短期間多数ノ就職ニ有効適切ナル補導ヲ考慮スルコト
- 六、職業補導施設ハ職業紹介所自ラ之ヲ行フヲ原則トスルモ設備等ノ關係上自ラ之ヲ行フコト困難ナル場合ニ於テハ左ノ各項ニ

依り地方公共団体其ノ他適当ト認ムルモノニ補導種目ヲ指定シテ之ヲ委託経営セシムルコトヲ得ルコト

(一) 道府県、市町村等ノ職業補導施設ニ委託スル場合ニ於テハ実施ニ要スル経費ニ限り委託費トシテ

(二) 職業紹介関係事業団体ニ委託シ新ニ職業補導施設ヲ設ケシムル場合ニ於テハ其ノ実施ニ要スル経費ノ全額ヲ委託費トシテ

支出シ得ルコト

(三) 官庁工場試験場等ニ委託シテ職業補導ヲ行ハシムル場合ニ於テハ必要ニ応ジ器具機械ノ損料、材料代其ノ他ノ補導ノ為ニ
要スル雜費ノ最少限度ノ額ヲ支出シ得ルコト

(四) 前各項ニ依リ委託スル場合ニ於テハ職業紹介所ノ指揮監督ヲ受ケシムルコトヲ条件トスルコト

七、職業補導施設ニ要スル建物及設備ハ成ルベク学校、寺院、試験場其ノ他公私ノ建物及設備ヲ利用スル様努ムルコト

八、本要綱ニ依ル職業補導施設ノ実施ニ關シテハ其種目、実施方法、經費等ニ付別紙様式（省略）ニ依リ予メ地方長官ヨリ協議スルコト

九、本要綱ニ依ル職業補導施設終了シタルトキハ地方長官ハ速ニ其ノ実施成績ヲ別紙様式（省略）ニ依リ報告スルコト

この一般原則によれば、職業補導施設は原則として国営であり、単に失業労働者のみならず、広く「求職者」に「就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与」する施設であった。しかしこの原則は、昭和二三年六月の改訂物資動員計画の実施による中小工業諸部門の整理が、多数の失業者——厚生省失業対策部発表によれば、昭和一三年一〇月現在、事業者四〇、二四〇人、従業員三三一、〇三七人、合計三七一、一七七人の失業者^②——を惹起したことに伴い、次のような修正を受けた。即ち、同年八月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ關スル件」（職発第一七四ノ内）は、①「施設種目ハ成ルベク物資動員ニ依ル失業者ヲ対象トシ軍需品作業其時局殷賑産業ニ必要ナル技術ノ補導ヲ実施スル様計画セシムルコト」、②「施設ヲ全職業紹介所ニ分散的ニ実施セシメズ特ニ失業者多キ地域ヲ対象トシ道府県庁其他主要都市所在職業紹介所等ヲシテ集中的ニ之ヲ実施セシムルコト」、③「施設内容ハ短期間ニ多数ノ者ニ要綱」の中に、受け継がれていたのである。

失業対策施設要綱

一、厚生省ニ失業対策部ヲ設置シ失業ノ防止救済ニ關スル事務ヲ総括掌理セシム
(一) 職業補導施設（失業対策部所管）

二、特ニ必要ト認ムル府県及職業紹介所ニ若干ノ職員ヲ増置シ失業対策ニ關スル事務ニ從事セシム

右ノ内職業紹介所ニ要スル経費及第三項(一)職業補導施設ニ要スル経費ノ一部ハ職業紹介法第七条ニ依リ地元負担トス

三、失業対策施設トシテ差当り左ノ事項ヲ実施ス
(一) 職業補導施設（失業対策部所管）
失業者ニシテ年令其ノ他ノ関係ヨリシテ其ノ儘就職困難ト認メラルル求職者ニ対シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業紹介所ヲシテ予算総額二、二三一、八九六円ノ範囲内ニ於テ大要左ノ職業補導施設ヲ行ハシム

(1) 職業補導新設
補導種目ハ概ネ左ニ依ルベキモ尚地方ノ実状並需要産業ノ状況ニ応ジ特ニ必要ト認メラルル種目ヲ選定実施スルモ差支ナキコト

(2) 既存設備利用施設
既存ノ工業学校、試験場等中利用シ得ベキ設備ヲ有スルモノヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ対シ機械、電気、木工等ノ簡單ナル技術ヲ補導スルノ他道府県市町村等ノ既存職業補導施設ニ委託補導セシム

道府県ヲ通ジ一七〇ヶ所、一ヶ所一回補導人員五〇人
補導箇所 補導期間 一回三ヶ月

補導種目	補導箇所	ノ一箇所一回 補導人員	一回ノ 補導期間	一箇所五ヶ月間 ノ経費概算	備考
機械	団	道府県	二〇	五〇人	一ヶ月半
A	ヲ通ジ	三	一五〇	三ヶ月	一二〇、〇〇〇
B	〃	二〇	五〇	三ヶ月	五〇、〇〇〇
簡易軍需作業補導並訓練施設	〃	三〇	五〇	一ヶ月	一一、〇〇〇
事務補導	〃	二〇	五〇	二ヶ月	四、六〇〇
					旋盤工、フライス工、溶接工、仕上工等の技術 指導所ニ収容起居セシメ手仕上工ノ如キ簡単ナル技術ヲ補導スルト共ニ心身ノ訓練ヲ行フコト 事務補導 暫写、タイピング、珠算、簿記等書記的

経費概算 一ヶ所當五ヶ月間一、七〇〇円

但シ委託補導ノ場合ハ実施ニ要スル経常費ニ限り委託費トシテ支出ス

以上ノ経費概算ハ本年十月ヨリ十四年二月ニ至ル五ヶ月間ノ建物借上費、設備費、材料消耗品費、事務費及補導雜費ヲ含ムモノトス

- (一) 授産及内職施設助成(失業対策部所管)(省略)
(二) 生業援護(社会局所管)(省略)
(三) 地方改善応急施設(社会局所管)(省略)
(四) 預金部資金融通(失業対策部所管)(省略)

この施設要綱に基づき、厚生省失業対策部は昭和一三年一〇月に、「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」(失発第五号)、同年一一月に「支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導施設ニ関スル件」(失

発第三八号)、昭和一四年一月に「職業補導所入所希望者ノ銓衡ニ関スル件」(失発第二四号)、同年二月に「職業補導所入所者ノ職業補導ニ関スル件」(失発第二八号)及び「支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導ニ関スル件」(失発第三九号)を通牒したのである。ここでその詳細を論述する余裕はないが、しかしこれ等通牒は、いざれも「支那事変特ニ物資動員ニ依ル失業者中就職困難ト認メラル者ニ対シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為行フ職業補導」の実施運営上の注意を通牒したものであつた。

ところで、このような公共職業補導施設の社会的役割は、昭和一四年一月の「生産力拡充計画」の閣議決定によつて、再び変更を迫られることになったのである。勿論、この閣議決定は、公共職業補導施設にのみ影響を与えたわけではなかつた。即ち、それが「生産力拡充」の担い手たる熟練工の増大を要請したため、商工省はすでに言及した通り、公私立機械工養成所を増設し、又文部省も昭和一四年三月の「学校技能者養成令」(勅令第一三〇号)、同年四月の「工業技術員養成科ニ関スル件中改正」(文部省令第一五号)及び「青年学校令改正」(勅令第二五四号)、昭和一五年四月の「東京工業大学臨時工業技術員養成規則」の公布によつて、低度工業教育あるいは技術員養成を拡充したのである。そして更に厚生省も昭和一四年三月の「工場事業場技能者養成令」(勅令第一三一号)に基づき、一定規模以上の軍需関連産業における企業内熟練工養成の制度的整備に、積極的に関与したのである。それでは、このような熟練工養成制度の展開過程において、公共職業補導施設はどのように拡充整備されたのであらうか。

昭和一四年四月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ニ関スル件」(職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ニ関スル件)通牒は、「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ニ関スル件」を定め、そこで「職業補導ハ求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為又ハ職業紹介所ノ紹介ニヨリ就職シタル者ニ対シ職業上ノ知識技能ヲ授与

シテ指導ヲナス為職業紹介所ニ於テ之ヲ行フモノナルコト」(傍点、引用者)と捉えた。つまり、その前段において職業補導の対象を、「支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者」から昭和一三年七月通牒(発職第一七四号)の「求職者」に戻すと同時に、更にその後段において在職労働者にまで拡大したのである。このよう一般原則の修正に伴い、昭和一四年八月の「事変関係職業補導施設ニ闇スル件」(発失第九号)の厚生次官通牒は、「從来支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル離職者ノ職業補導施設トシテ実施中ノ機械関係補導施設ハ爾今単ナル失業対策施設トシテノミナラズ労務動員上必要ナル機関トシテ積極的ニ之ヲ拡充運営シ以テ労務動員ノ円滑ヲ期スル」ことにしたのである。この厚生次官通牒に基づき、厚生省失業対策部長・職業部長は、同日に次のような通牒を発し、公共職業補導施設の設置・運営上の注意事項を指示した。

事変関係職業補導施設ニ闇スル件(昭和一四年八月二一日、発失第九号)

標記ノ件ニ闇シテハ本日別途厚生次官ヨリ通牒相成候處右施設ノ拡充運営ニ闇シ其ノ万然ヲ期シ度候条左記事項御了知ノ上貴管下ニ於ケル実情ニ即シタル実施計画ヲ樹立シ至急御協議相成此段及通牒候

記

一、未ダ機械工補導施設ノ設置ナキ府県ニ於テハ能フ限りニ本施設ヲ設置スルコト
二、現ニ実施中ノ簡易軍需作業補導並訓練施設ハ此ノ際機械其ノ他ノ施設ヲ充実シ機械工補導施設ニ之ヲ改ムルコト
三、現ニ実施中ノ機械工補導施設ニ付テハ昼間ノ外可成夜間部ヲ設ケルコト此ノ場合ノ定員ハ昼間部ノ定員ノ二分ノ一以上ニ於テ適宜之ヲ定ムルコト
四、遠隔地等ノ通学困窮者ノ為機械工等ノ補導施設ニ宿舎ノ設備ヲ設クルハ差支ナキコト右ニ要スル経費ノ支出ニ付テハ借家料及固定設備ニ付其ノ最少限度ニ止ムルコト
五、本施設ノ人所者ニ付テハ單ニ事變關係特ニ物資動員ノ影響ニ依ル転職希望者ノミナラズ一般青壯年者ニシテ軍需其ノ他國家重要産業方面ニ転職スルヲ適當ト認メラル者ハ之ヲ積極的ニ入所セシメ且從來入所定員ニ満タザル向ニ在リテハ右趣旨ニ依

リ此ノ際積極的ニ入所ヲ勧誘指導シ定員ニ満ツル様努ムルコト

即ち、厚生省は公共職業補導施設を、熟練工の社会的需要の増大に即応する方向で拡充整備することにしたのである。この拡充整備の方向は、昭和一五年三月の「事変関係職業補導施設継続実施ニ闇スル件」(職發第一四号)、昭和一六年三月の「職業補導施設継続実施ニ闇スル件」(職發第二一〇号)通牒によつて、その後も継承されたのである。例えば、前者によれば、それは次の通りである。

一四年度ニ於テ実施中ノ標記施設ニ闇シテハ昭和一五年度ニ於テ左記ノ各項ニ依リ引継キ実施セシムル見込ヲ以テ目下予算要求中ニ有之候ニ就テハ至急昭和一五年度実施計画ヲ樹テ別紙第一号及第二号様式ニ依リ来ル三月二十日迄ニ御協議相成度

記

一、補導施設ハ大体機械工補導及製図工補導トシ簡易軍需作業並訓練ハ特段ノ事情ナキ限り之ヲ廢止シ又從前事變關係職業補導施設トシテ実施セル事務補導ハ昭和十五年度ヨリ職業紹介所ノ附帶事業トシテ行フ職業補導トシテ実施スルコトトナリタルヲ以テ別途通牒ニ依リ計画スルコト
二、機械工補導施設ノ補導科目ハ大体旋盤科、仕上科、フライス盤科、熔接科、鍛工科及製図科トスルコト
三、補導定員ハ特段ノ事情ナキ限り前年度通トシテ計画スルコト但シ昭和十四年度実施ノ状況ニ鑑ミ此ノ際増員減員又ハ科目整理スルヲ適當ト認ムモノハ理由ヲ附シ協議スルコト
四、補導期間ハ機械及製図共ニ星間部ハ大体三ヶ月間トシ夜間部ハ地方ノ実情ニ応ジ六ヶ月間迄ノ範囲内ニ於テ適宜ノ期間ヲムルモ差支ナキコト
五、補導施設ハ通年制トシ大体三百日程度授業スルモノトシテ計画スルコト
(様式省略)

それでは、このような公共職業補導施設の展開過程において、そこではどのような教育が行われていたのであるう

か。すでに行論からも明らかな通り、厚生省は公共職業補導施設の教育内容については、「求職者ニ就業上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与」あるいは「就職シタル者ニ対シ職業上ノ知識技能ヲ授与」とのみ規定し、その具体的な内容の決定は、各施設長に委ねていた。しかし公共職業補導施設がこのような熟練工養成とのかかわりを深めれば深める程、その教育内容の専門化・体系化が求められることになり、統一的な基準の設定が必要となつてきただのである。この事態に即応するために、厚生省は昭和一五年七月に「事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件」（丙職発第五九号）を通牒し、そこで今日の「教科編成指導要領」に相当する「機械工補導所補導要綱」を定め、「事変関係機械工補導施設ニ於ケル補導ニ付テハ爾別紙補導要綱ニ準拠シ之ヲ行フ様致度」と通牒したのである。この補導要綱は三部構成からなり、その第一部が「総則」、その第二部が「昼間部」の補導期間、補導日数及時数、補導の内容及其の時数、旋盤工・仕上工・フライス工・製図工の各補導要目、週別授業時間割編成例、その第三部が「夜間部」の補導期間等、「昼間部」と同様の事項を規定したのである。なお、昭和一六年三月の「機械工補導施設補導要綱ニ関スル件」（職発第二四〇号）通牒によつて、検査工補導要目の追加をみている。又、厚生省はこのような補導要綱を設定すると同時に、それに即した教育を行うために、昭和一五年七月の「事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件」（丙職発第六〇号）において、「旋盤科、仕上科、製図科用トシテ左記ノ教科書ヲ使用セシメラル様致度」と通牒し、次のような教科書を指定した。即ち、平松秀三著「旋盤工教科書」・「附録旋盤基本実習教程集」及び「仕上工教科書」・「附録仕上工基本実習教程集」、清家正著「機械製図教科書」・「機械製図練習附図」である。その評価はともあれ、公共職業補導施設は熟練工養成の一端を担うことによつて、このように制度的に整備され、且つその教育課程及び教材においても一段と専門化・体系化されることになったのである。

ところで、厚生省の公共職業訓練への関与は、このような公共職業補導施設の拡充整備に尽きたわけではなかつた。即ち、厚生省は昭和一四年の「工場事業場技能者養成令」の公布を契機に、「工場現場ニ於テ部下ノ機械工ヲ統率シ或ハ工程ノ管理ヲナシ、工作ノ段取ヲナシ、又ハ技術者ノ範囲トナツテ居ル仕事ニ從事スル者」、つまり、職長あるいは指導員と呼ばれる人材養成の制度化にも積極的に関与したのである。それは昭和一四年一〇月の東京府知事宛通牒、「幹部機械工養成ニ關スル件」（発職第七九号）によれば、次の通りである。^{〔註〕}

労務動員計画ノ実施ニ付テハ曩ニ及通牒置候處政府ハ今回第二予備金ヨリ経費支出シ右計画ニ基ク施設トシテ府ニ補助金ヲ交付シ幹部機械工養成施設ヲ設置セシムルコトニ相成候ニ付テハ別紙幹部機械工養成施設々置要綱ニ基キ速カニ適切ナル計画ヲ樹テ國庫補助申請相成様致度此段及通牒候

幹部機械工養成施設々置要綱

一、目的 本施設ハ機械関係経験職工中適當ナル者ヲ入所セシメ工場等ニ於ケル幹部職工殊ニ技能者養成指導員タルニ必要ナル知識技能ヲ再教育スルヲ目的トシ併テ國ニ於テ行フ機械関係技術者検定（別紙機械技術者検定要綱案参照）ノ試験場ニ利用スルモノトス

二、経営方法 本施設ハ府立トルコト

三、施設ノ設備 本施設建物設備ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ急設スルコト

1 建物 成ル可ク既存ノ府有建物又ハ借家ヲ以テニ充ツルコト

但シ都合ニ依リ新築シ又ハ府立工業学校、工業試験場又ハ職業紹介所機械工補導所等ノ建物ヲ利用シ之ニ併設スルモ差支ナキコト

2 設備 所舎ハ教室及作業室ニ大別シ授業上差支ナキモノナルコト

機械等ノ設備ハ概ネ別表ニ依ルコト（設備費一二七、七五〇円、引用者注）

四、施設ノ名称 、府立幹部機械工養成所

東京府はこの通牒に基づき、昭和一五年二月に「東京都幹部機械工養成所設置規程」(東京都告示第一三二号)及び「東京都幹部機械工養成所規程」(東京都告示第一三三号)を公布し、東京都幹部機械工養成所を設置したのである。このような国庫補助金交付による府立あるいは県立幹部機械工養成所は、昭和一五年二月に大阪、愛知、福岡に、又昭和一六年度には神奈川・兵庫、広島に設置されたのである。しかしこのように厚生省が熟練工養成とのかかりで、公共職業訓練制度の整備に着手した時点において、閣議は昭和一五年一〇月に「中小商工業ニ対スル対策」を決定したのである。この閣議決定は戦線の拡大と国際情勢の悪化に即応するために、中小商工業のラディカルな統合・整理の実施を決定したものであるが、厚生省はこの決定に伴い、「中小商工業者並之ガ従業者」の「転業対策」の一端を担うことになった。その結果、公共職業補導施設は再再度、新たな役割を担うことになったのである。昭和一五年一一月の「職業補導施設拡充ニ関スル件」(内職発第二八三号)は、このことを次のように通牒している。

- 1 入所者三対スル賃金其ノ他 入所者ノ賃金其ノ他ノ給与ハ其ノ雇傭主ニ於テ之ヲ支給セシムルモノトスルコト
 - 2 入所者ノ負担 入所者ヨリ授業料其ノ他養成ヲ行フ為必要ナル費用ヲ徵収セサルコト
 - 3 国庫補助 本施設ニ要スル経費(建物ニ関スル経費ヲ除ク)ニ對シ二分ノ一ノ割合ヲ以テ府ニ対シ之レヲ交付スルコト
 - 4 修了証書 養成修了者ニハ地方長官ヨリ修了証書ヲ授与スルコト
 - 5 修了後ノ待遇 修了後ノ待遇
 - 6 修了者ハ工場等ニ於テ優先的ニ役付職工又ハ技能者養成指導員タラシムルコト
 - 7 機械技術者検定試験ヲ受クル資格ヲ与ヘルコト
 - 8 其ノ他養成ニ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ムルコト
- 別紙及び別表(省略)

一、 経営 経費ハ概不別表ノ通りトスルコト(職員費・材料費等二四、九〇〇円、引用者注)

教 授 科 目	全授業時間数	摘要	要
徳 性 潜 潜	二五	修身、公民、修養講話等	
普 通 学 科	五〇	国史、数学、物理	
製 作 図	七五		
材 料	二五		
機 械 工 要	九〇		
電 気 工 学			
工 場 学			
機 械 工 法	一一〇		
技 術 指 导 法	二五		
実 驗 習	二〇〇	各自専門職種以外ノモノニ重点ヲ置ケ	
計	六〇〇	金属材料実験機械部分品検査精密測定等	
合			

- 九、入所資格 工場事業場ニ於テ五ヶ年以上前掲ノ職業科ニ(当該ノ業務)従事スル年令二十一才以上ノ男子ニシテ使用者ニ於テ推薦シタルモノ
- 一〇、入所者ノ證衡 府知事ニ於テ人物、経歴、技能程度、体格等ヲ考慮シ入所ヲ許可スルコト
- 一一、教授科目及教授時間数
- 八、定員 一部大体六〇名トシ養成スヘキ職種ハ概不左ノ如クスルコト
- 九、旋盤科、仕上科、フライス科、研磨盤科、鋸物科、鍛工科、熱処理科、製図科
- 六、養成期間 六ヶ月
- 七、教授時間 一日四時間以上
- 五、授業部制 午前、午後、夜間ノ内二部制トスルコト

表1 東京市内における職業補導所充足(率)状況(昭和16年10月)

施設番号	定員総数	現在員総数	比率	備考
No.1	255	173	68%	
No.2	250	146	58	但し夜間部を含まず
No.3	50	38	76	
No.4	50	26	52	
No.5	65	21	32	
No.6	120	77	64	
No.7*	160	125	78	

* 定員数は11期入所数を、現在員は昭和16年11月現在員数を押えた。

三ヶ月の過去、恐らく入所当時の一週間の生活は一生忘れる事が出来まい。実際納物を扱っていた自分は機械らしきものは、自転車より知らなかつたのだから……。

不規則な生活に慣れて居た自分には辛いと言へばすべてが辛かつた。時間的な生活も亦長時間立っている事も辛い、暫はつりも鍛造も辛かつた。簡単な事も理解出来なくて妹の教科書を借りて電車の中で読んだ事もあった。殊に家庭をもつている者には朝の講義は辛かつた様だ。大切な講義であるが前日の疲れでついねむ気を催す。どうしても眠くても十数回つねつて我慢した事も自分には再三ある。手も随分汚くなつた。皮も厚くなつた。然し汚くなればなる程仕事を覚えられたのだ。軽石でこすつて洗つても汚れの落ちない手を眺めて情ない気持ちになつた事もある。無理もない、一二年間辛苦して修業した商売であり築き上げた地盤であるが、年長者の人々にはもつと氣の毒な方がいる。感傷は無意味だ。

(以下、略)

この感想文から推察される通り、前職が小売業・一般事務従業者、特にその年長者の「転業補導」は、既存の公共職業補導施設の利用に依存する限り、自づと限界があつたのである。厚生省はこのような新たな問題に対処するために、昭和一五年一二月に「職業補導施設拡充二関スル件」(丙職第373号)・「中小商工業者転業対策二関スル件」(発職第一七六号)を通牒し、そこで新たに次のような「転業補導」を実施する方針を明らかにしたのである。

標記ノ件ニ関シテハ先般決定セラレタル閣議決定(別紙参照)ニ基キ今回第二予備金ヨリ経費ヲ支出致シ左記ノ通り職業転換ニ必要ナル施設ヲ講ズルコト相成候ニ付テハ別

中小商工業者職業転換対策ノ一トシテ職業補導施設ヲ拡充スペク目下之ガ予算要求等準備中ニ有之候ニ付テハ左記要項御了知ノ上貴管下ニ於テ拡充又ハ新設ヲ要スベキ箇所有之候ハバ別記ニ依リ至急御内報相煩度

記

- 一、補導施設ノ拡充ニ付テハ從来夜間部ノ設ケナキモノニ在リテハ之ヲ併設シ、既設ノ設備ニシテ拡張ノ余地アルモノニ在リテハ之ガ拡張ヲ圖ルコト
- 二、補導施設ヲ新設スル場合ニ於テハ可成工業学校、機械工訓育所等ノ人的物的設備ヲ利用スルノ途ヲ講ズルコト
- 三、補導種目ハ從來ノ機械工補導(製図工ヲ含ム)事務補導ノ外検査工補導等職業再教育上適切ナル補導種目アラバ之ヲ認ムル方針ナルコト
- 四、補導期間ハ概ネ三ヶ月以内トスルコト但シ夜間補導ハ概ネ四ヶ月以内トスルコト
- 五、補導雑費ハ相当額(一日平均五十錢)増額支給スル見込ナルコト
- 六、其ノ他從來ノ補導施設ニ準ジ計画スルコト

- 別記/一、設置場所/二、新設・拡張ノ別/三、補導種目/四、収容定員(拡張ノ場合ハ増加入員)/五、補導期間

しかしこのような公共職業補導施設の「転業補導」への転換は、必ずしも所期の目的を達したとは云い難い状況であつた。例えば、労働科学研究所の「転業補導所」の実態調査は、次のように報告している。即ち、東京市内七ヶ所の職業補導所の定員充足率は、第一表の通り低率であり、中途退所者も三二パーセントに達したと報告されている。^④ 又次のような補導生の感想文は、長年の修業の後に就職した職業から、それとは異質な職業に就くための「転業補導」が、補導生に如何に精神的・肉体的辛苦を嘗めさせたかを窺うことができるであろう。

蔵○機械工補導所 第九回仕上科 ○幸○ 心氣一転人生の再出發、今の自分に適した言葉である。三ヶ月の教育期間は夢の間に過ぎて元気一ぱい希望に燃え、新しい職場へと既に走り出しているのだ。握ったハンマの柄が抜けない程度が痛かったのも

途通牒可相成実施要綱等御了知ノ上貴管内ノ実情ニ応ジ適切ナル措置ヲ講セラレ度此段依命及通牒候追而国民職業指導所官制ニ関シテハ近ク職業紹介所官制ヲ改正⁽¹⁾ノ上公布相成見込ニ有之為念

記

- 第一、道府県職業指導員ノ設置（省略）
- 第二、道府県職業転換協議会ノ設置（省略）
- 第三、職業指導員ノ設置（省略）
- 第四、国民職業指導所ノ設立及其ノ職員ノ増置（省略）
- 第五、国民勤労訓練所ノ設置
- 一、要転業者ニ対シ職業転換上必要ナル精神上並ニ肉体上ノ訓練ヲ行フ為国民勤労訓練所ヲ設置スルコト
- 二、国民勤労訓練所ハ差当リ東京府大阪府下ニ各一ヶ所ヲ設ケル予定ニシテ其ノ他ノ地方ニ対シテハ其ノ必要ニ応ジ遂次設置スル見込ナルコト
- 三、訓練期間ハ概ネ一ヶ月程度トシ收容期間中ハ平均一日一円程度給与ヲ為ス見込ナルコト
- 四、国民勤労訓練所ハ財團法人職業協会ヲシテ經營セシムルコト
- 五、国民勤労訓練所ハ地方ノ実情ニ照シ收容定員ノ増加、夜間部ノ設置、製図工、検査工、事務員等ノ施設ノ新設等之ガ拡充ヲ為スコト
- 第六、職業補導所ノ拡充
- 一、現在実施中ノ職業補導施設ハ總テ中小商工業者其ノ他転業者ノ補導施設トシテ之ヲ運営スルコト
- 二、補導施設ニ付テハ地方ノ実情ニ照シ收容定員ノ増加、夜間部ノ設置、製図工、検査工、事務員等ノ施設ノ新設等之ガ拡充ヲ為スコト
- 三、職業補導所ノ補導生ニ対シテハ補導期間中平均一人一日五十錢ノ給与ヲ為ス見込ナルコト

（別紙省略）

つまり、厚生省は「中小商工業者其ノ他要転業者ノ補導施設」として公共職業補導施設を拡充すると同時に、新たに国民勤労訓練所の制度化を決定したのである。この決定に基づき、厚生省は昭和一五年一二月の「国民勤労訓練所

設置ニ關スル件」（発職第一八二号）通牒によつて、国民勤労訓練所を二ヶ所設置するたために、財團法人職業協会に「新宮及諸設備」費として約一二六万円、「差当リ経費」として約一三四万円の補助金を交付した。そして昭和一六年一二月の「国民勤労訓練所入所者取扱ニ關スル件」（職発第七七一号）を通牒し、その設置・運営について次のよう指示したのである。

職業転換ヲ為シ時局産業ノ勞務者タラントスル者ノ心身ノ基本的訓練ヲ主眼トシテ行フベキ国民勤労訓練所ハ予テ財團法人職業協会ニ委嘱シ建設中ニ有之候處東部国民勤労訓練所長ニハ陸軍中將佐枝義重、西部国民勤労訓練所長ニハ陸軍中將志岐豊任命セラレ近ク建築物ノ落成ヲ得テ左記ノ通夫々勤労訓練開始ノ予定ニ有之右訓練所ニ入所セシムベキ者ハ国民職業指導所ニ於テ之ヲ取扱フコトニ相定メ候條別紙要綱ニ依リ関係機關ヲ督励シ遺漏ナキヲ期セラレ度

記

- 一、東部国民勤労訓練所訓練開始 昭和十七年一月二十日
- 一、西部国民勤労訓練所訓練開始 昭和十七年二月二十日

国民勤労訓練所入所者取扱要綱

- 第一 総則
 - 一、財團法人職業協会ヲシテ經營セシムル国民勤労訓練所入所者ノ取扱ハ本要綱ニ依ルコト
 - 二、国民勤労訓練所（以下訓練所ト称ス）ニ入所セシムベキ者ハ職業転換ヲ要スル者ニシテ新職業ヘノ基本的訓練ヲ必要ト認メタル者ナルコト
 - 時局ノ要請ニ依リ転職業ヲ為ス者ニ対シテハ優先的ニ入所セシムルコト
 - 三、訓練所ニ入所セシムベキ道府県ノ区分ハ別表ニ依ルコト
- 第二 募集
 - 四、訓練所ニ入所セシムベキ者ノ募集ハ国民職業指導所（以下指導所ト称ス）ニ於テ之ヲ為スコト

五、訓練所ニ入所セシムベキ毎次ノ訓練員數ハ予メ職業協会ヨリ厚生省ニ報告スルモノナルコト

六、厚生省ハ予メ募集スベキ員數ヲ道府県ニ対シ割当ヲ為スモノナルコト

七、道府県ハ指導所ヲ督励シ関係機関、関係商工業組合ト聯絡ヲ密ニシ国民勤労訓練ノ趣旨ノ周知徹底ニ力メ要転職者ニシテ

訓練ヲ要スト認メラル者ニ対シテハ入所ヲ指導勧奨スルコト

八、国民職業指導所ニ於テ労務者ノ詮衡ヲ為ス場合、訓練ヲ為シタル上就職セシムルコトヲ適當ト認メタル者ニ対シテハ訓練

所ニ入所セシメタル上就職セシムルノ措置ヲ講ズルコト

九、入所者ニ付テハ左記ニ該ル者ヲ詮衡スルヨウ留意スルコト

イ、訓練所規程ヲ遵守シ所定期間訓練ヲ受ケントスル確固タル意志アル者ナルコト

ロ、凡ソ年齢十六歳以上五十歳未満ノ男子ナルコト

ハ、疾病又ハ心身ノ機能障害等ナキ者ナルコト

第三 登録

十、指導所入所者ヲ詮衡シタルトキハ登録スルコト（登録用紙ハ求職票ヲ代用シ欄外ニ要訓練登録ト標記シ整理スルコト）

十一、指導所要訓練登録ヲ為シタルトキハ遲滞ナク氏名一覧表ニ右訓練登録票ノ副本ヲ添附シ當該道府県ニ送付スルコト

十二、道府県ハ右副本ヲ取纏訓練所入所希望者聯絡通報（氏名、年齢、前職、希望職業）ヲ添附シ必ズ入所日ノ七日前迄ニ

関係訓練所ニ到着スルヨウ送付スルコト

第四 入 所

十三、入所者ノ服装及携帯品ニ付テハ左ニ留意スルコト

イ、服装ハ團服、作業服又ハ平常着等軽装トスルコト

ロ、履物ハ可成靴、ズック靴、地下足袋等トシ所内下履用トシテ駒下駄及草履ヲ携行スルコト

ハ、シャツ、ズボン下（何レモ可成二組）ヲ用意スルコト

ニ、認印、寝間着、手拭、歯磨用具、石鹼、靴下、足袋（冬季）等ヲ持参スルコト

ホ、訓練所入所中ノ食費等ノ費用ハ支給セラルモノナルニ付所持金ハ少額ニ止メシムルコト

十四、入所者ハ一團トシテ入所者中ヨリ責任者ヲ定メ所定日時ニ違ハザル様訓練所ニ到着セシムルコト

第五 訓 練

十五、訓練所ニ於ケル訓練期間ハ一ヶ月ヲ原則トシテ行フモ情況ニ依リ短縮又ハ延長スルコトアルベキコト

十六、訓練所ニ於ケル訓練ハ寮舍ニ宿泊セシメ概ネ左記事項ニ付テ行フモノナルコト

イ、寮生活

ロ、講義

ハ、訓練

ニ、職業相談

十七、訓練所ニ於テ行フベキ職業相談ヲ協力実施スベキ指導所ハ概ネ左記指導所トシ国民勤労訓練所ト聯絡ノ上実施スルコト

（一）東部国民勤労訓練所ニ協力スベキモノ。（省略）

（二）西部国民勤労訓練所ニ協力スベキモノ。（省略）

右以外ノ指導所ニ於テモ訓練所ヨリ依頼アリタルトキハ協力スベキコト

第六 給 与

十八、入所者ニ対シテハ左ノ給与及貸与ヲ為スモノナルコト

イ、給与ハ食事及若干ノ手当

ロ、貸与作業服 帽子、ゲートル、地下足袋、寝具

十九、入所者正当ノ事由ナク中途退所シタルトキ又ハ故意ニ貸与品ヲ破損及減耗シタルトキハ給与費用ノ返還又ハ貸与品ノ弁償ヲ為サシムルモノナルコト

二十、入所者入所中ノ疾病及負傷ニ付テハ原則トシテ訓練所ニ於テ療養セシムルモノナルコト

二十一、訓練終了者ノ就職斡旋ハ能フ限り訓練所入所期間中ニ予メ関係指導所ニ於テ労務動員産業方面ニ配置就職セシムル様

措置スルコト

二十二、指導所ハ求人者ニ対シ訓練終了者ノ特質ヲ理解セシメ率先優遇採用ノ途ヲ開カシムルコト

二十三、訓練所ハ訓練生ノ身上又ハ訓練状況ニ付重要ト認メラル事情生ジタルトキハ関係道府県又ハ関係国民職業指導所ニ随时速報スルコト
二十四、訓練所ハ訓練終了シタルトキハ訓練終了者名簿（氏名、希望決定事項、措置履末記載）ヲ関係道府県ニ送付スルモノナルコト

別表

一、東部国民勤労訓練所二入所セシムベキ道府県

北	海	道	青	森	岩	手	宮	城	秋	田	山	形
福	島	茨	城	栃	木	群	馬	埼	玉	千	葉	
東	京	神	奈	川	新	潟	山	梨	長	野	静	
富	山	石	川	福	井	岐	阜	愛	知	三	重	
滋	賀	京	都	大	阪	兵	庫	奈	良	和	歌	山
鳥	取	島	根	岡	山	広	島	山	口	徳	島	
香	川	愛	媛	高	知	福	岡	佐	賀	長	崎	
熊	本	大	分	宮	崎	鹿	児	島	沖	繩		

即ち、国民勤労訓練所の教育は中小商工業の統合整理に伴う「要転業者」を、工場労働者に転化させるために必要な「精神上並ニ肉体上ノ訓練ヲ行フ」ことをのみ目的としたものであった。従つて、その教育内容はこれまでの公

共職業補導施設で追求されてきた「支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者」、あるいはその後の「生産力拡充計画」下の「求職者」・「就職シタル者」の教育とは異質なものであった。とまれ、以上のように厚生省所管の公共職業訓練制度は、この日華事変期の四年間に目まぐるしく変化すると同時に、その制度内実も複雑且つ矛盾に満ちたものであったと云えよう。しかしこの複雑且つ矛盾の意味を考察する前に、商工省及び厚生省の行つてきた公共職業訓練の実態を分析しておきたい。

四、公共職業訓練の実態

公共職業訓練の実態は関係資料の未発掘のため、現段階では部分的・断片的な状況を指摘し得るに過ぎない。しかしこのような制約の下ではあるが、まず最初に公共職業訓練の施設数及び生徒数について見ると、それは次の通りである。即ち、商工省所管の官立機械工養成所及び公私立機械工養成所（訓育所）は、昭和一四年度において前者が三ヶ所、後者が二七ヶ所の設置をみたのである。前者の生徒定員数は職長三〇〇人、一般機械工七五〇人の計一、〇五〇人であり、後者のそれは一、〇〇〇人であった。^{〔1〕}他方、厚生省所管の幹部機械工養成所は昭和一五年度に四ヶ所設置され、昭和一六年度に三ヶ所増設されたが、しかしその生徒定員は目下の所、明らかにし得ない。又各種職業補導施設は昭和一六年六月現在、一一九ヶ所の設置をみたが、このうち、国民職業指導所（国立）直営の職業補導所が一〇六ヶ所、委託が一三ヶ所となつていて、後者の委託施設の内訳は第二表の通りである。^{〔2〕}即ち、公立工業学校八ヶ所、県立機械工訓育所二ヶ所、その他三ヶ所である。これ等一一九施設の生徒定員を設置科別・昼夜別に示すと、それは

表2 委託職業補導所と委託施設（昭和16年現在）

職業補導所名	委託先施設名	昼夜別	開設科目
札幌国民職業指導所機械工補導所 仙台	宮城県工業学校	夜間	施盤、仕上
東京	市立小石川工業学校	昼間	" , 製図
"	市立藏前	"	"
"	羽田	"	"
"	芝浦製図事務補導所	"	"
"	電話交換手職業補導所	"	製図、事務、タイプ、電話交換手
岸和田	府立佐野職工学校	夜間	旋盤、仕上、製図
姫路	県立姫路工業学校	"	木工、旋盤、仕上、製図
福山	県立福山機械工訓育所	"	旋盤、仕上、製図
徳島	県立工業学校	"	旋盤、仕上
熊本	県立機械工訓育所	"	"
延岡	"	"	"

表3 職業補導所設置科数及び定員（人）（昭和16年現在）

昼夜別	区分	科	旋盤	仕上	フライス	熔接	検査	製図	事務	タイプ	其ノ他	計
昼間部	設置所数	53	51	7	2	5	16	15	12	3	164	360
夜間部	設置所数	40	38	4	2	1	16	12	6	4	123	15,835
夜間部	訓練定員	2,304	1,701	100	75	100	1,128	1,550	229	578	7,765	10,099
計	設置所数	93	89	11	4	6	32	27	18	7	287	23,600
	訓練定員	7,323	5,611	388	200	817	3,244	4,043	875			

第三表の通りである。設置科の種類は、同表の「其ノ他」の設置科、鐵工科・應用化學科・外地科・電話交換手科・木工科・素地加工科・塗装科・珠算簿記科・製缶科を含むもので、十七種類となつてゐる。このほか、多くの公共職業補導施設が設置してゐた科は、旋盤科九三施設（七八・一%、一やハニ）及び仕上科八九施設（七四・八%、一やハニ）である。生徒総定員数二二〇、六〇〇〇人といふ、定員比重の割合設置科は旋盤科七、二二二二人（二二一・〇%、一やハニ）、仕上科五、六一一人（二二一・八%、一やハニ）、製図科二二〇四人（二二一・一%、一やハニ）である。の外に、文部省

表4 各種教育施設の学科目構成時間数（比率）

教育施設名	施行年月	入所資格	教育期間	教育時間	普通学科	基礎学科	専攻学科	実験・実習	管理学科	教職科目	
機械技術者養成所 (帝國高等工業学校)	昭和14年4月	中等学校卒以上	2ヶ月	150 (週30時間×月×2ヶ月)	51 (28.3)	57 (31.7)	36 (20.0)	36 (20.0)	12 (0.5)	12	360
機械工芸成所(官立=本科) (昭和14年4月)	昭和14年4月	中等学校卒以上	1ヶ月	2,592 (42)	231 (8.9)	513 (19.8)	612 (23.6)	1,224 (47.2)	1 (2.4)	25 (59.5)	1,050
工業技術者養成科 (帝國高等工業学校=専修科)	昭和12年10月	中等学校卒以上	6ヶ月	1,296 (毎週時間数)	3 (7.1)	13 (31.0)	105 (8.1)	723 (55.8)	50 (3.9)	316 (24.4)	3,160
機械工芸成所(官立=専修科) (昭和14年4月)	昭和14年4月	中等学校卒以上	6ヶ月	600 (12.5)	75 (7.9)	300 (12.5)	45 (50.0)	200 (33.3)	25 (4.2)	25 (4.2)	200
機械工芸成所 (昭和14年4月)	昭和14年10月	5年以上的経験工	6ヶ月	114 (39.5)	18 (15.8)	7 (6.1)	44 (38.6)	1,000 (40.3)	10 (0.4)	10 (0.4)	1,000
乙種工業学校(機械科)	昭和11年標準案	毎當小学校卒	3ヶ月	(毎週時間数×3年)	692 (27.5)	790 (31.8)	60 (12.9)	500 (71.4)	500 (71.4)	(基礎学科中) (に含まれる)	3,160
機械工芸成所(公私立)	昭和17年4月	高等小学校卒	1ヶ月	2,482 (27.5)	50 (7.1)	60 (12.9)	60 (8.6)	500 (71.4)	500 (71.4)	(基礎学科中) (に含まれる)	2,482
機械工芸成所(公私立)	昭和15年7月	軽工業者	3ヶ月	700 (7.1)	780 (76.5)	180 (17.6)	60 (5.9)	100 (85.6)	100 (1.7)	100 (1.7)	100
工業青年学校(私立官立免許)	昭和15年1月	17才未満の男子	4ヶ月	1,020 (5.8)	340 (2.6)	150 (4.3)	250 (88.9)	6 (1.3)	6 (1.3)	6 (1.3)	6
工業青年学校(私立官立免許)	昭和15年1月	高小卒の男子	3ヶ月	5,840 (79.8)	370.5 (79.8)	464.5 (79.8)	88 (18.9)				
国民労働訓練所(東部)	(S19.3.現在)	16才以上の軽業者	1ヶ月		體育、体育、国語 理学、数学等	材料力学、製図 電気工学等	機械(機械等)の 関連学科		工場要員、労務 管理等	教育学、心理学、 指導法等	
備考											

表5 各種職業訓練用印刷教材の発行状況

編著者及び教材シリーズ名	教材名	発行年(昭和)	発行所
鉄道省工作局編 「見習工教科書」	〈鍛冶〉、〈仕上〉、〈塗工〉、〈製罐〉 〈木工〉、〈組立〉、〈電機〉、〈木型〉 〈鋳物〉、〈一般〉、〈熔接〉、〈旋盤〉	10~11 12 13	日本工業協会
東京府機械工養成所技術教育研究会編 「機械工養成指導書」	〈図工〉、〈仕上工〉、〈旋盤工〉、〈フライス工〉、〈熔接工〉、〈木型工〉、〈鋳物工〉	13	パワーリー社
ドイツ工業教育委員会編 日本工業協会(一部日本能率協会)訳 「ダッヂ実習教程」	『旋盤(第I部)』、『ガス熔接(基礎編)』、 『ガス熔接(第I部鉄)』 『機械工基本作業解説(第I部製図・寸法測定・ケガキ)』、『機械工基本作業解説(第II部旋盤)』、『ガス熔接(第II部非鉄金属)』、『フライス盤』、『形削盤・平面削盤・堅削盤』 『機械工基本作業解説(第III部鍛・鋸・タガネ)』、『機械工基礎実習教程』、『ボルト盤』、『電気熔接』、『精密機械』、『工具製作』、『仕上』、『鍛冶』、『木型』、『鋳型』、『板金』	14 15 16	共立(出版)社
日本技術教育協会編 「技能者養成テキスト」	『仕上(1)』、『旋盤(1)』、『ミーリング(1)』、 『機械の要素・力学・数学(1)』、『材料・電気・製図(1)』 『普通学科(1)』 『旋盤(2)』、『フライス盤(2)』、『製図』、 『材料』、『機械の要素』 『仕上(2)』、『数学』 『機械工作の基礎』、『鋳物工作の基礎』、 『電機工作の基礎』、『旋盤(3)』、『フライス盤(3)』、『仕上(3)』、『德育(上)』 『その他25冊の発行計画』 『德育(下)』	14 15 16 17 18	育成社 技能者養成出版社
厚生省職業(労働)局編 「工場事業場技能者養成用教科書」	『工業数学』、『製図』 『仕上作業法』、『鋳物作業法』、『地質鉱床』	15~16 16~19	職業協会
青島賢司他編 「技能者養成用教科書」	『機械の要素・工作法』、『力学』、『工業理科』、 『工業材料』、『電気工学』、『工場安全教育』 『工業数学』、『工業要項』、『旋盤(上)』、 『旋盤(下)』、『ボーリング』、『熔接』	16 17	共立社
平松秀三(機械工補導) 清家正(所用教科書)	『旋盤工教科書』、『仕上工教科書』 『機械製図科教科書』	15	大日本工業学会 パワーリー社

(注) 「 」内は原本確認済教材、「 」内は再版本による確認済教材、〈 〉内は刊行案内による教材。

所管のいわゆる低度工業教育機関について見ると、昭和一四年度においては官公私立乙種工業学校四七校、生徒数一、八五九人となつてゐる。又工業青年学校については、その学校数を明らかにし得ないが、しかし公私立青年学校で職業科で工業を選択した生徒数は、三八一、三五三人となつてゐる。公共職業訓練と低度工業教育とを単純に比較することは、両者の制度・教育課程等に著しい差異があるので危険であるが、しかし両者の上記のような実態から、公共職業訓練が熟練工養成に無視することのできない役割を果していったことは明らかであろう。

それでは、これ等公共職業訓練施設では、どのような教育が行われていたのであらうか。それぞれの施設における教育課程の一般的特徴を示すと、それは第四表の通りである。しかし同表から明らかにし得ないが、しかし公私立青年学校が入学資格においても、又修業期間においても多様であるので、各施設で行われた教育の特徴は、きわめて一般的特徴を示すものに過ぎないものである。ところで入学資格・修業期間が比較的類似している商工省所管の官立機械工養成所本科及び同専攻科、厚生省所管の幹部機械工養成所、文部省所管の機械技術員養成科及び工業技術員養成科の比較検討からは、おおよそ次のことを指摘できる。即ち、①官立機械工養成所本科は文部省所管の二種類の養成科のほぼ中間的な性格を持つていたこと、②幹部機械工養成所と官立機械工養成所専攻科は、教職科目が設置されていた点において、特徴的であったこと、③しかし両者の間には前者の普通学科・専門学科重視に対し、後者の実験実習・教職科目重視の違いがあつたこと、④この差異は主として両者の入学資格の違いに起因していたこと、を指摘できる。更に商工省所管の機械工訓育所、厚生省所管の機械工補導所・工場事業場技能者養成所・国民勤労訓練所、文部省所管の乙種工業学校・工業青年学校の比較から、次のようなことを指摘できるよう思う。即ち、①機械工訓育所は乙種工業学校に類似していたこと、②機械工補導所は工場事業場技能者養成所と同様に、実験実習の比重が高いが、しか

表6 主たる職業訓練用印刷教材の特徴

編著者及び教材名	型態・形式	特 定	
		内 容 構 成	
鉄道省工作局編 「見習工教科書」	A5版、「解答別冊」 1頁毎に内容完結	仕上	本編69課題152頁 附工具 23頁 「解答」 65頁
東京都機械工養成所 技術教育研究会編 「機械工養成指導書」	A4版、片面刷り 1頁毎に完結の課題票 1枚刷りも可としている	フライス	やっていけない事1頁、基本実習課程1頁、カッタ・作業品名1頁、構造図2頁、部品名7頁、カッタ1頁、割出台使用法3頁、本編26頁
ドイツ工業教育委員会編 日本工業協会証 「ダツチ実習教程」	『基礎実習教程』	B5版、綴じ込みB4版片面刷りもあり、1頁(又は見開)毎に完結の課題票	解説5頁、「作業分析」的な「基礎教程ノ作業」2葉、「A.B.B.」的な「作業習熟順序ノ適当ナ例」2葉、本編54課題
	「基本作業解説」	B5版、1頁毎に完結の関連知識票	旋盤 マエガキ1頁、本編29項目、単語集5項目
	専門工職種別	A5版、綴じ込みA4版片面刷りもあり、1頁毎に完結の課題票	旋盤(I) 利用方法7頁、「作業分析」の「仕事別習熟作業一覧表」1葉、「作業習熟順序一覧表」1葉、本編35課題
日本技術教育協会編 「技能者養成テキスト」	Ⓐ 「職種決定前の総合テキスト」	機械工作の基礎	各種機械写真8頁、同解説2頁、産報綱領等2頁、生活編29頁、技能編91頁、学術編29頁
	Ⓑ 「専門学科=専門作業法」	『旋盤(1)』 『旋盤(2)』 『旋盤(3)』	本編91頁、工具6頁 本編112頁、三角表等12頁 本編97頁、規格12頁
平松秀三著 機械工補導所用教科書	A5版、「実習教程集」を附録別冊としている。	旋盤工教科書	凡例4頁、第1期106頁、第2期106頁、第3期88頁

(注) 表中「」内の文言は、上記教材または関連文献よりの引用である。

教 材	編 集 方 針	使 用 法
図、姿勢図、良・不良の図、データ表 知識的解説と設問 列車部品の加工・修理課題を含む	「一冊デ物理モ化学モ数学モ皆ソレゾレの実際問題ト関連シテ覚エ込ムヨウニ」作成	「初等工業教育トハ全然異ッタ方法デ」、「教師ハ講義ヲスルノデハナクテ、各自ノ独学ヲ指導スル」ための教科書である。
図面(作業対象物の加工図が多い)工程、速度、送り、切入、所要工具、説明、摘要(注意・関連知識)、各工程毎の予定時間	「実技の練習を『口授』によって課すのではなく、「合理的なスケジュールに於て作業を練習」させるための「正しい進路を明示すべき羅針盤」として作成	課題の「取捨は指導者にまつ」。「俗語、英語等は指導者によって教えらるべきである」。
「標準的の図面ト完全ナ作業手順ノ説明」、「実習スル際ニ必要ナ一般的知識及ビ事項」、透視図、正誤の対照図、工具、習熟事項	「アラユル金属加工業ノ『基礎』トナルモノ」を集めて作成	「第1年目後半期ニ」「入門教科書トシテ」使用し、「基本作業解説」と密接に関連づけて指導する。
図、正誤の対照図、データ表、作業上の注意、加工法の種類、作業の難さの順、安全	「工具ノ補足的説明や製作ノ場合ニ特ニ注意スペキ事柄ニ関シ時々指導ヲ与ヘル」ことを集めて作成	「DATSCH」ノ教程ノ補足トシテ使用、「指導者ノタメノ準備的資料トシテ」使用。
図、工具、作業順序、習熟事項、データ表、『基礎実習教程』と重複する部分もあり。	「最モ合理的ナ製作ヲ実施シ得ルヨウナ仕事ノ順序ヲ示シ、コレヲ短い言葉デ説明」している	「見習工ハ教程ノ印刷物ヲ見ナガラ職長ノ下テ実習シ、教程ヲ充分理解シ、充分ノ注意ヲ払ッテ実習」する。
技能編	課題毎の図と知識的解説及び設問、簡単な作業に関する工具と計測器安全に関する注意事項	「新しい環境に…順応するまでの…生活の指導」、「各職種に共通な基本的技術の体験」のため、「国民学校における教育内容を実習の基礎的要素と結びつける」
	同上「技能編」の他、(1)は課題毎の「作業準備」までの工程、(2)及び(3)は「作業順序」までの工程表	「生活編は寮・家庭・集團生活での生活指導」のため30時間で、「技能編」は工場の中でこれと併行して50時間で、「学術編」は養成所或は青年学校で20時間かける。
		「機械工作の基礎」に続くもの」であり、(1)は1年目に60時間で、(2)は2年目に100時間、(3)は3年目に100時間で指導する。
	工業常識・基礎学科・旋盤に関する知識の解説と設問、各種の図と標準規格表、作業課題とその工程及び注意を含んだ「実習教程」	「目次順に教養することにより技能の得体が漸次拡大」する、「第1期、第2期、第3期は概ね第1個月、第2個月、第3個月の予定」で進める。

し基礎・専攻学科をより重視していたこと、③工場事業場技能者養成所と工業青年学校は、ともに勤労青少年の教育施設であったが、しかし前者の実験・実習重視に対し、後者の普通学科重視の対照が見られたこと、④国民勤労訓練所は普通学科の比重が高く、そこでは独特の精神訓練を行っていたことである。

それでは最後に、このような教育を効果的に行うために、各公共職業訓練施設はどのような教科書・教材を使用していたのであるか。我々が特定し得た関連教科書等の一覧は、第五表の通りである。その編・著者は同表の通り、鉄道省工作局、東京府機械工養成所技術教育研究会、日本工業協会（訳）、日本技術教育協会、厚生省勤労局、及び青島（工場監督官）・平松（厚生省技師）等の個人であった。このほか、（東京府立）機械工養成所技術教育研究会編「技能者養成叢書」（全一三冊、パワー社）、文学社編「技能者養成用教科書」（文学社、全七冊）、更に三省堂編「技能者養成用教科書」（三省堂[◎]）等も、当時の公共職業訓練施設で使用されていた教科書と考えられる。このような各種の教科書・教材のうち、当時特に高い世評を受けたものは、東京府機械工養成所技術教育研究会及び日本工業協会訳の教科書・教材であった。なお、同表のうち、日本技術教育協会は昭和一四年において、「青年学校令準拠」、「青年学校令準拠・技能者養成令準拠」の二種類の教科書を発行していたが、しかし昭和一五年以降、「普通学科」（青年学校令準拠・技能者養成令準拠）の例を除き、いずれも「技能者養成令準拠」の教科書のみを発行している。これらの教科書は昭和一七年に入るとともに、全面的な増補改訂が行われ、教科書の体系化と各教科書内容の構造化が図られたのである。

更にこれ等教科書の形態・編集方針・内容等を示すと、それは第六表の通りである。これ等教科書の本格的な分析は、他の機会に譲り、ここでは特に実技内容の位置づけの視点から、その一般的特徴だけを指摘して置きたい。即

ち、①東京府機械工養成所技術教育研究会編の教科書、及び日本工業協会編のそれは実技教科書であり、より正確に云えども、実技指導票とも称すべきものであったこと、②鉄道省工作局[◎]編、日本技術教育協会編及び平松著の教科書は、いざれも実学一体教科書であったこと、③しかしこの実学一体教科書は実技課題の有無によって、前二者と平松の教科書の間に差異が見られたこと、つまり、前二者の教科書が実技課題を含まないため、実習では使用できないのに対し、平松の教科書はそれを含んでいたため、学科・実習の両方で使用可能であったことを指摘できるのである。

以上、日華事変期の公共職業訓練の教育実態を明らかにするため、施設数・生徒数、各施設の教育課程、そこで使用されたと思われる教科書の実態を考察してきた。しかし資料未発掘のため、その教育実態はきわめて部分的・断片的な状況を明らかにし得たに過ぎない。よりインテンシブな考察は、他日に期したい。

五、おわりに

本稿は三つの課題を設定することによって、日華事変期の公共職業訓練制度の内実を捉えようとしてきた。これ等の課題のうち、第一の仮説は生産管理委員会及び日本工業協会の諸活動を、又第二の仮説結論は、この時期の公共職業訓練制度の整備拡充過程を分析することによって、ほぼ明らかにし得たように思う。従つて、以下では第三の課題、つまり、この時期の公共職業訓練制度が担つていた社会的存在理由について、若干の考察を試みたい。

すでに行論の分析から明らかな通り、官側からの公共職業訓練制度の位置づけは、当時の軍需労働力需要の増大を背景にして、特に中小企業の産業振興・産業合理化を担う職長及び単能的熟練工を養成することにあつた。そしてこ

のような位置づけは、戦時軍需労働力需要の増大とともに、益々顕在化し一般化したのである。しかしこの事実を強調するあまり、当時の公共職業訓練制度の存在理由がそこにだけあつたかのように主張することは、必ずしも妥当な見解とは云い難いのである。と云うのは、このような見解では、特に厚生省所管の公共職業訓練制度が日華事変期の四年間に、目まぐるしく変化したことの意味を明らかにすることはできないからである。つまり、昭和一三年七月の「求職者」に「就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与」から、同年八月の「物資動員ニ依ル失業者」を「軍需品作業其他時局殷賑産業」に吸収するための「必要ナル技術ノ補導ヲ実施」へ、そして昭和一四年八月の「求職者」及び「就職シタル者」に「必要ナル技能又ハ知識ヲ授与」へ、そして更に昭和一五年一月の「中小商工業者其ノ他要転業者ノ職業補導」への一連の政策転換が含意していた意義についてである。

それでは、厚生省所管の公共職業訓練制度は、何故に短期間にかくも目まぐるしい政策転換を繰り返したのであるか。それは、独自の社会的存在理由を持ち得なかつたためであろうか。否、そのような見解には賛同し難いのである。むしろわれわれはこの目まぐるしい政策転換の中に、厚生省所管の公共職業訓練制度が持つ特有の存在理由の一端を見い出すのである。それでは、その特有あるいは独自の存在理由とは、何であろうか。それは、大正一〇年四月の「職業紹介法」（法律第五五号）が公共職業訓練制度に仮託した社会的存在理由であったと考えるのである。換言すれば、それは、所与の社会状況の中で常に鋭く対立し葛藤を惹起する人間存在の尊厳と深く結合した教育機能であつたと云えよう。しかしこのようないくつかの教育機能は、他の機会に言及した通り、一人ひとりの国民に「生きること」・「働くこと」・「学ぶこと」の三位一体を保障することによってのみ、はじめて顕在化し現実性を帯びるものであった。従つて、このような存在理由は、その存在理由の故に、厳しい政治・経済環境の下では常に潜在化し、政策の主題に据

えられることはなかつたのである。その結果、公共職業訓練制度は一見、社会的には常に不明確且つ消極的な制度であるかのように捉えられることになつたのである。日華事変期の厚生省所管の公共職業訓練制度も、この例外ではなかつたのでなかろうか。

なお、本稿はその重要性を認識しながらも、身体障害者職業訓練及び軍人遺族職業訓練について、考察する余裕がなかつた。これ等の職業訓練の研究は、今後に待ちたいと思う。

注

- (1) 厚生省は昭和一三年一月の「厚生省官制」（勅令第七号）によつて設置され、社会局及び労働局がそれまでの社会局（内務省外局）の所掌事務を管掌することになつた。
- (2) 日華事変期の公共職業訓練制度の展開過程については、次のような先行研究が参考となる。細谷俊夫『技術教育』、育英出版、昭和一九年、渋谷直蔵『職業訓練法の解説』、労働法令協会、昭和三三年、労働省編『労働行政史第一巻』、労働法令協会、昭和三六年、石原孝一『日本技術教育史論』、三一書房、昭和三七年、日本科学史学会編『日本科学技術史大系第一〇巻』、第一法規、一九六六年、産業訓練白書編『産業訓練百年史』、日本産業訓練協会、昭和四六年、国立教育研究所編『日本近代教育百年史第一〇巻』、文唱堂、一九七三年、世界教育史研究会編『世界教育史大系第三三巻』、講談社、昭和五三年、等である。
- (3) この改正は昭和一二年八月の「工業技術員養成科ニ闕スル件」（文部省令第三〇号）を一部改正し、これまで一六校の官立工業専門学校に臨時別科として附置されていた工業技術員養成科を機械技術員養成科に改称し、それを一七校の官立工業専門学校に附置したのである。
- (4) この改正により、年令満一二才以上一九才までの男子青年のうち、指定の学校卒業者及び在学者以外の者は青年学校への就学義務が課されることになつた。
- (5) 披露「公共職業訓練の成立過程に関する研究（第一部・第二部）」（職業訓練研究センター編『職業訓練研究第四巻』、一九八〇年、三七〇一二二頁）を参照されたい。

(6) 昭和二年五月二三日公布の「商工審議会官制」(勅令第一二二号)によれば、商工審議会の目的は「商工大臣ノ監督ニ属シ関係各大臣ノ諮問ニ応シテ商工業ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」及び「前項ノ事項ニ付関係大臣ニ建議ス」ことにあつた。会長中橋徳五郎商工大臣の下に、委員三〇名が任命。昭和二年五月三〇日に第一回会議を開催している。詳細は通商産業省編『商工政策史』(以下、商工政策史と云う)第四巻、商工政策史刊行会、昭和三六年、三〇二~三四四頁を参照されたい。

(7) 商工審議会は昭和五年七月五日の廃止までの間、田中内閣時代では二つの諮問に対し一三の決議答申を、又浜口内閣時代では四つの諮問に対し四つの答申を出している。このうち、教育問題を主題にした決議答申は、昭和三年一〇月の「工業技術員ノ養成ニ関スル方策」と「商工業振興上教育ノ改善ニ関スル方策」の決議である。後者は普通教育ノ刷新・師範教育ノ改革・実業補習教育ノ充実・実業教育ノ奨励・中等実業教育ノ改善・高等実業教育ノ改善・実科大学の充実の、七項目にわたる学校教育制度改革の建議であった。詳細は商工政策史第四巻、三三五~三三九頁、商工政策史第一三巻、三五八~三六〇頁を参照されたい。

(8) 商工政策史第四巻、三三五~三三八頁。

(9) この建議の全文は、拙編『職業訓練関係資料集(一)』へ大正六年~昭和一二年▽』、職業訓練研究センター、昭和五五年、一七〇~一七一を参照されたい。

(10) 昭和五年一月二〇日の「臨時産業審議会官制」(勅令第三号)によれば、臨時産業審議会の目的は「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問に応ジテ産業ノ合理化其ノ他産業振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」及び「前項ノ事項ニ付関係大臣ニ建議ス」ことについた。同年一月二〇日現在の臨時産業審議会のメンバーは、会長浜口總理大臣、副会長町田農林大臣、儀商工大臣以下、委員二〇名となっている。同年二月三日に第一回総会が開催、内閣總理大臣から「時局ニ鑑ミ經濟界立直シノ為企業ノ統制ヲ必要トル産業並ニ其ノ統制ノ方策如何」(諮問第一号)、「製品ノ規格統一及単純化其ノ他生産技術及管理経営方法等ノ改善ニ依ル能率増進ノ徹底的実行ヲ期スル方策如何」(諮問第二号)、「産業合理化ノ実行上特ニ施設スペキ産業金融改善ノ方策如何」(諮問第三号)、「国産品愛用ノ普及徹底ヲ期スル為採ルベキ方策如何」(諮問第四号)が諮問された。昭和一〇年一二月二八日の廃止までの臨時産業審議会の活動状況は、商工政策史第四巻、三四〇~三七七頁、商工政策史第九巻、一二~三九頁を参照されたい。

(11) 臨時産業審議会は第一・第二・第三・第四号諮問に対し、それぞれ第一・第二・第三・第四号特別委員会を設置したのである。この第二号特別委員会答申は、昭和五年五月二二日の臨時産業審議会第二回総会において、「原案通り答申を可決」したと云われている(商工政策史第四巻、三六七頁)。

(12) 商工政策史第九巻、二一頁。

(13) (14) 本稿引用の法令は特記しない限り、『法令全書』による。

(15) 臨時産業合理局は昭和五年六月二日の「臨時産業合理局官制」(勅令第一二二号)により、商工省に設置。「商工大臣ノ管理ニ属シ其ノ所管ニ係ル産業ノ合理化ニ関スル事務」を所掌した。臨時産業合理局は昭和一二年五月一日の「商工省官制中改正」により、統制局に発展解消した。商工省の行政機構の変遷は、商工行政史刊行会編『商工行政史、上・中・下』、商工行政史刊行会、昭和二九・三〇年、商工政策史第三巻を参照されたい。

(16) 臨時産業合理局には各企業に共通した産業合理化方策を調査審議する常設委員会(七)と、特定の企業について当該企業の合理化策を調査審議する臨時委員会の二種類の委員会が設置された。その詳細は、商工政策史第一三巻、三六三頁を参照されたい。

(17) 日本工業協会の設置経緯については、三村起一「日本工業協会ノ創立ヲ回顧シテ」(『工業ト経済、第七六号』)、山下興家「十年ノ回顧」(『工業ト経済、第一〇一号』)を参照されたい。

(18) この一連の報告書は次の通りである。

燃料節約、從業員互換制度、企業者間ノ相互啟發、適性考査、業務改善研究会、見習工教育ノ改善、企業經營者ノ資格ニ就テノ注意及職員ノ適材登用、動力伝導方法ノ改善、工場衛生、災害防止方法ノ改善、賃金制度、工場整頓、作業研究、書類ノ書方、作業工程管理ノ改善、工場運搬、常備品補充計画、技術者ニ対スル実地訓練、企業經營上ニ必要ナル統計、軍隊的組織ト職能的組織、設計ノ規準制定図面並ニ計算整理保存、賞与制度ノ改善、製品(販売後ニ於ケル)ノ故障ニ対スル研究、生産管理ノ改善ヲ目的トル中央機関設立案、工業教育ヲ中心トシテ見タ我國教育制度ノ改善、工場照明、伝票系統及書類整理、工業博物館ノ設置、試験所及研究所ノ整備、工場溫湿度の調節、傷害者ノ繼續雇傭方法、工場ニ於ケル戰時対策、工場ニ於ケル屏物ノ利用、中小機械工業ノ振興策、機械工場ニ於ケル工作不良ノ防止、新経済体制下ニ於ケル機械工業ノ振興策である。

- (19) 臨時産業合理局生産管理委員会『見習工教育ノ改善』、日本工業協会、昭和七年。
- (20) 臨時産業合理局生産管理委員会『作業工程管理ノ改善』、日本工業協会、昭和九年。
- (21) 臨時産業合理局生産管理委員会『作業研究』、日本工業協会、昭和一一年。
- (22) 『作業工程管理ノ改善』の「報告文」。
- (23) 『作業研究』の「報告文」。
- (24) 臨時産業合理局生産管理委員会『工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善』、日本工業協会、昭和一六年。
- (25) 『工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善』の「報告文」。
- (26) 『同上書、六三、二二二』と三一二頁。
- (27) 同上書、六三、二二二』と三一二頁。
- (28) 日本工業協会の諸活動は、三村起一「前掲論文」・山下興家「前掲論文」のほか、機関月刊誌『工業ト経済』に詳しい。
- (29) 『工場経営上青年学校ニ対スル要望』は昭和一三年に、『日本工業協会第14回研究会資料』のタイトルの下に、日本工業協会から出版されている。詳細は同書(通産省附属図書館蔵)を参照されたい。
- (30) なお、このほか昭和一〇年六月一八日に、文部大臣の諮問機関として設置された実業教育振興委員会の答申も注目される。即ち、同委員会は昭和一〇年六月の諮問第一号「我国産業教育ノ趨勢ニ鑑ミ実業教育ノ振興方策如何」、及び昭和一九年一月の諮問第二号「時局ニ対処スベキ実業教育方策如何」に対し、それぞれ昭和一一年九月二十四日、昭和一三年七月二五日に答申しているが、このうち、本稿の主題との関連では特に前者の答申が注目される。と云うのは、同答申が「学校教育ニ依ラザル実業教育ニ関スル事項」において、次のように提言しているからである。「(イ)企業者ニ対シ従業者ノ為ニスル実業教育施設ノ実施充実ヲ獎励スルコト、(ア)工業地域ニ於テハ工業学校、産業指導機関ノ施設ヲ開放シテ從業者中適材ヲ収容シテ職長等ノ養成ニ努ムルコト」である。両答申の全文は、全国実業教育会『産業と教育、第三卷第一〇号』、一〇二~一一〇頁、実業教育振興中央会『産業と教育、第五卷第八号』、一三五~一三八頁を参照されたい。
- (31) この上申書の閣議決定が昭和一二年七月一六日の「技術者及熟練工養成方策ニ関スル件」である。その全文は、拙編『職業訓練関係資料集』、一四一~一四三頁を参照されたい。
- (32) 国立公文書館蔵『公文類聚第六十一編卷七十七 産業門』
- (33) 石川準吉『國家総動員史資料編第一』、國家総動員史刊行会、昭和五〇年、二三九頁、二三〇頁。
- (34) 同上書、一六五~一七一頁、二七二~二七八頁。
- (35) 同上書、一六五~一七一頁、二七二~二七八頁。
- (36) 石川準吉『國家総動員史資料編第九』、國家総動員史刊行会、昭和五五年、六〇三~七〇〇頁。
- (37) この項目は、昭和一三年六月二三日の「國家総動員上緊急ニ要スル諸政策ノ徹底強行ニ関スル件」の閣議決定のうちの二項目である。詳細は、商工政策史第一三巻、五六六~五三七頁を参照されたい。
- (38) 『國家総動員史資料編第一』、二六四頁。
- (39) 寺島家一「機械工業の現状と工員養成問題」(『科学主義工業、昭和一七年八月号』、一二八~一三二頁)によれば、その施設名は次の通りである。
- 東京・京都府立・静岡県立静岡・静岡県立浜松機械工養成所、神奈川金属工業試験所・兵庫県立・新潟県金属工業試験場
・千葉県・三重県・岐阜県・長野県長野・長野県岡谷・石川県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県立山口・山口県立下関
・和歌山県・愛媛県・福岡県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県立・札幌市・東京市・大阪市立・新潟市・名古屋市・
水戸市・山形市・広島市機械工訓育所、埼玉県重工業指導所技術工訓育所、日立大井・大隈機械工訓育所及び東京鋳物技工訓育所である。
- (40) 例えば、昭和一三年四月一日の「東京府立機械工養成所講習規程」及び、同年六月九日の「東京市機械工訓育所規程」は、次のように定めている。
- 東京府立機械工養成所講習規程(東京府告示第一七七号)
- 第一条 東京府機械工養成所ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一 機械工の養成
- 二 其ノ他機械工養成ニ関シ必要ナル事項
- 第三条 修業期間ハ一年トス但シ成績ニ依リ修業期間ヲ伸縮スルコトヲ得修業期間ハ之ヲ四期三分テ各期三月トス
- 第六条 本所ニ入所ヲ許スベキ者ハ年令満十四才以上ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノトス
- 一 品行方正堅固ニシテ特ニ身体強健ナル者
- 二 高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者
- 東京市機械工訓育所規程(東京市告示二八二号)

- (59) 幹部機械工養成所概要、昭和一六年八月を参照されたい（大阪府立幹部機械工養成所については、資料未発見）。なお、昭和一四年一二月二六日の「愛知県立幹部機械工養成所規程」（愛知県告示第一四三一号）によれば、その目的は「本所ハ労務動員実施計画ニ基キ機械関係経験職工中適當ナル者ヲ入所セシメ工場等ニ於ケル幹部職工殊ニ技能者養成指導員タルニ必要ナル德育並ニ知識技能ヲ再教育スルヲ以テ目的トス」（第一条）、又昭和一五年一月一一日の「福岡県幹部機械工養成所設置規程」（福岡県告示第七号）によれば、「工場又ハ事業場ニ於ケル幹部機械工特ニ技能者養成指導員タルニ必要ナル知識技能ヲ修得セシムル」（第一条）にあった。
- (60) 神奈川県立幹部機械工養成所『神奈川県立幹部機械工養成所概要』、昭和一六年一〇月、を参照されたい（兵庫・広島については、資料未発見）。昭和一六年九月二十五日の「神奈川県立幹部機械工養成規程」（神奈川県告示第七八〇号）によれば、その目的は「本所ハ機械関係経験職工中適當ナル者ヲ入所セシメ工場事業所ニ於ケル幹部機械工殊ニ技能者養成指導員タルニ必要ナル学科並ニ技能ヲ修得セシムルヲ以テ目的トス」（第一条）にあった。
- (61) この閣議決定は、昭和一五年四月一〇日の陸軍省による「軍需工業大要」策定に伴う軍需関係下請工業の整理、更には同年七月六日の「奢侈品等製造販売制限規則」（農林・商工省令第二号）による中小商工業の統合・整理の対策にあった。転廻業対策資料第一轉、昭和一三年三月、三五七三九頁。この閣議決定は「転業対策」として、これまでの職業紹介所（厚生省所管）と中央商工相談所（商工省所管）を統合した国民職業指導所を設置し、そこで「職業転換ノ勧奨、相談、指導、就職等ノ紹介、斡旋、其ノ他労務ノ分配ニ關スル事務ヲ有機的・一体トシテ行フモノトス」ことをあげている。そして更に次のような「国民勤労訓練所設置案」を作成している。
- 1、国民勤労訓練所ハ新ニ設立スル特別ノ團体ニ委託シ經營セシムルモ之ニ要スル費用ハ國ニ於テ負担スルコト
 - 2、差當リ東京、大阪ノニヶ所ニ設置スルコト
 - 3、収容期間ハ三ヶ月以内トスルコト
- (62) 四、訓練ハ被訓練者ヲ原則トシテ合宿セシメテ之ヲ行ヒ家族ニ對スル生活手当ヲモ考慮スルモノトスルコト
五、訓練修了迄ノ間ニ於テ國民職業指導所ト協力シ適職ノ判定其ノ他ノ指導ヲ行フモノトスルコト
六、國民勤労訓練所ノ主管ハ厚生省トスルコト
- (63) 労働科学研究所『転業者及其補導に関する調査』、昭和一七年、三二頁、五〇頁。
- (64) 同上書、三三七三四頁。
- (65) この閣議決定の内容については、注(61)を参照されたい。
- (66) (67) 昭和一六年一月三日の「職業紹介所官制中改正」（勅令第一二三号）により、國民職業指導所が制度化された。
- (68) 転廻業対策資料第二轉、昭和一七年三月、九九七一〇一頁。
- (69) (70) 商工行政調査会編『商工省要覽』、商工行政社、昭和一四年、四一七頁。
- (71) われわれが収集した職業補導施設関係統計資料は以下の所では、①厚生省失業対策部『事變關係職業補導施設要覽、昭和一四年』、②厚生省職業局『職業補導施設概要（附關係通牒）』、昭和一六年、③東京職業紹介所『東京職業紹介事業概要、昭和一四年』、同上『職業補導事業概要、昭和一五年』等の関係統計資料にすぎない。ここでは第二の資料によつて、その全国的状況の一端を紹介したものである。
- (72) 文部省『大日本帝国文部省第六十七年報下巻』、一七四七七六頁。
- (73) 文部省『大日本帝国文部省第六十七年報上巻』、六二三頁。但し、工業農業・工業商業・工業水産等の複数職業科の生徒數は除外。
- (74) 学科目構成時間数の分析は次のような資料による。①神戸高等工業学校機械技術員養成所は、神戸高等工業学校『神戸高工一覽自昭和一六年度至昭和一八年度』、昭和一八年、一九七二〇頁。②仙台高等工業学校工業技術養成科は、仙台高等工業学校『創立三〇周年記念誌』、昭和一四年、四六五頁。③乙種工業学校は、全国工業高等学校長協会『五〇年史』、昭和四年、四七頁。④私立日立電気工業青年学校は、生産管理委員会『工業教育ヲ中心トシテ見タ我國教育制度ノ改善』、昭和一六年、二一五二一六頁。⑤国民勤労訓練所は、村上頼威『国民勤労訓練所』、日本産業文化協会、昭和一九年、七五七九頁。⑥その他の教育施設は、本文で紹介した関係法令・通牒である。
- (75) この全一三冊のうち、現在確認し得たものは「機械工作法前編」、「機械工作法中編」、「材料力学」、「旋盤」である。
- (76) この全七冊のうち、現在確認し得たものは「厚生理科」「厚生作文」「数学」である。
- (77) 三省堂発行の教科書のうち、現在確認し得たのは「工業数学」「国語」「工業理科（物理・化学）」である。
- その他、産業教育研究会編『機械工学教科書』（積善館、全九巻）、大阪工業教育研究会編『簡明』または『技能』シリーズ

ズ、全二五冊（斯文書院）等もある。これ等の教科書は工業学校、工業青年学校においても利用できるようになつた。

(78)

『工業ト経済第一〇〇号』四二一～四三頁、昭和一六年三月二三日より三日間開催された日本工業協会職工養成研究会は、「ダツチノ基本実習教程及び機械工養成所ノ著ワサレタ書物ヲ参考ニシタ方ガ良イ」と報告している。

(79)

この「見習工教科書」は、昭和六年の『見習工教育ノ改善』に付された「鍛冶作業」の見本と型態・形式を異にするが、しかしその内容は「実学一体」教科書である。

(80)

拙稿「公共職業訓練の成立過程に関する研究（第一部・第二部）」（前掲同書）を参照されたい。

（ささき てるを 職業訓練研究センター 訓練制度研究室）
（たなか かずとし 職業訓練研究センター 訓練教科方法研究室）